会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について」

平 成 ３ ０ 年 ４ 月

会　計　検　査　院

我が国では、自然災害により古くから多くの人的、財産的被害が生じてきており、自然災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための災害対策は重要な課題である。

我が国の災害対策は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、防災基本計画（昭和38年6月策定）等により定められており、国、地方公共団体、公共機関等はこれに基づいて、災害予防、災害応急、災害復旧復興の各段階において災害対策を講じている。

東日本大震災を契機とした災害対策基本法の改正では、災害に関する情報を共有し相互に連携して災害応急対策の実施に努めること、都道府県が被害状況の把握等を行うことができなくなったときは、国は災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならないことが定められた。

災害対策のうち、災害応急対策は、発災直後に行うことから迅速かつ円滑な実施が必要とされる業務である。災害対策を円滑に進めるためには、この段階において、災害に関する情報が的確かつ迅速に収集、伝達等されることが重要である。

このため、各機関は、それぞれの所掌事務等について災害に関する情報の収集、伝達等に使用するための情報システムを整備し、内閣府は、各機関が当該情報システムにより収集した災害関連情報を集約し、共有するなどのため、総合防災情報システムを整備している。

本報告書は、以上のような経緯等を踏まえて、災害関連情報システムの整備、運用等の状況について検査を行い、その状況について取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成30年4月
会計検査院

目　　次

1　検査の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(1) 我が国の災害対策に係る法制度等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
ア　災害対策基本法の概要等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
イ　防災基本計画の概要等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(2) 災害発生時における被害状況等の報告の手順等 ・・・・・・・・・・・・・・ 7
ア　災対法に基づく被害状況等の報告の手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
イ　防災基本計画に基づく被害状況の情報等の収集・連絡の手順・・・・・・・・ 8
(3) 災害対策に用いる防災情報システムに係る計画等 ・・・・・・・・・・・・・10
ア　防災情報システム整備の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
イ　災害管理業務の業務・システム最適化計画 ・・・・・・・・・・・・・・・11
(4) 総合防災情報システムの概要等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
ア　総合防災情報システムの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
イ　総防システムへの各指定府省庁からの接続手段 ・・・・・・・・・・・・・13
ウ　総防システムによる情報共有方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
エ　総防システムに対する政府による検証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(5) 災害情報ハブ推進チームにおける標準化災害情報プロダクツの提示・・・・・・15
2　検査の観点、着眼点、対象及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
(1) 検査の観点及び着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
(2) 検査の対象及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
3　検査の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
(1) 災害関連情報システムの整備状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
ア　災害関連情報システムの整備、運用等の経費等 ・・・・・・・・・・・・・18
イ　災害応急対策の内容からみた災害関連情報システムの整備状況・・・・・・・21
ウ　標準化災害情報プロダクツの情報項目からみた災害関連情報システムのシステム取扱情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
(2) 各災害関連情報システムによる災害関連情報の共有状況等 ・・・・・・・・・・29
ア　総防システムによる災害関連情報の共有状況等 ・・・・・・・・・・・・・29
イ　総防システム以外の災害関連情報システム間の情報連携の状況等・・・・・・40

ウ　災害関連情報システムに登録された災害関連情報の公開状況等・・・・・・・45
(3) 災害関連情報システムの運用継続性を確保するための対策状況・・・・・・・・・49
ア　災害関連情報システムの冗長化とリソースの状況・・・・・・・・・・・・・・・49
イ　情報システム業務継続計画の策定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
ウ　災害関連情報システムにおける事前の訓練の実施状況・・・・・・・・・・・・55
4　所見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
(1) 検査の状況の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
(2) 所見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

別表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

・本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てている。
・上記のため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

事 例 一 覧

［既存の災害関連情報システムの後継となる新たな災害関連情報システムを整備したのに、既存の災害関連情報システムに係る契約を見直さないまま継続していたもの］
＜事例1＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

［総防システムに登録された災害関連情報をインターネット経由により閲覧できる外部配信機能を整備していたのに、当該災害関連情報を閲覧できるようにしていなかったもの］
＜事例2＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について

検　査　対　象	内閣府本府、総務省、消防庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省
災害関連情報システムの概要	各府省庁が災害応急対策に用いる情報の収集等を行う情報システム
前記の府省庁が整備、運用等している災害関連情報システムの数	67システム
上記災害関連情報システムの整備経費及び運用等経費に係る支払額	整備経費　396億6954万円 （平成24年度～29年度（29年9月30日まで）） 運用等経費　566億2355万円 （平成24年度～29年度（29年9月30日まで）） 計　962億9310万円

1　検査の背景

(1) 我が国の災害対策に係る法制度等

ア　災害対策基本法の概要等

我が国の防災関係の基本法として、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることなどを目的として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）が制定されている。

災対法によれば、国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとされている。また、内閣府に内閣総理大臣を会長とした中央防災会議を置くとされ、同会議は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本と

なる防災基本計画の作成、その実施の推進及び防災に関する重要事項の審議をそれぞれ行うなどとされている（図表0-1参照）。

図表0-1　中央防災会議組織図

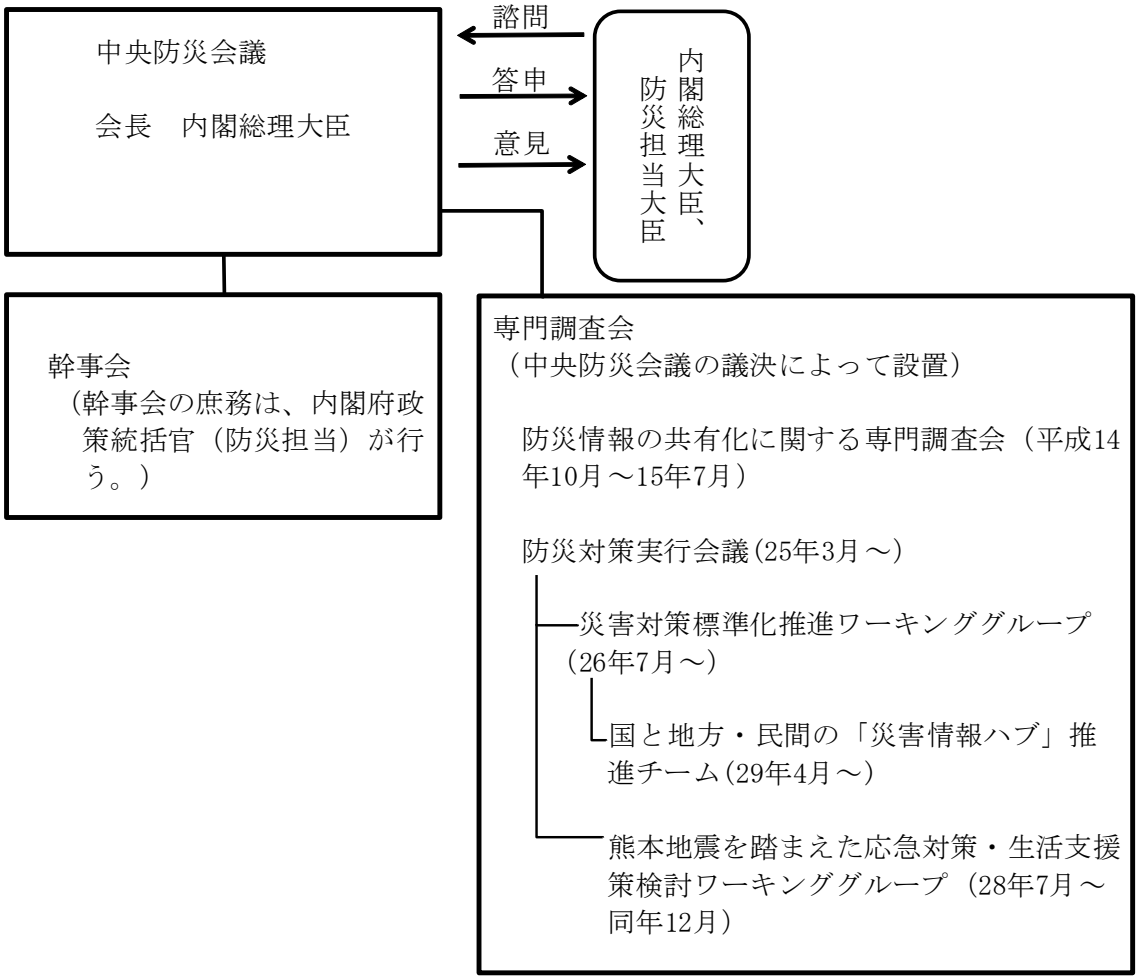

災対法は、阪神・淡路大震災、東日本大震災等の大規模な災害の発生を契機とするなどして改正されてきている（図表0-2参照）。

図表0-2　災対法の制定及び主な改正の内容

制定又は改正年月	制定又は改正の契機となった災害		制定又は改正の主な内容
昭和36年11月 （制定）	34年	伊勢湾台風	・防災に関し、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、必要な災害対策の基本を定めることにより総合的かつ計画的な防災行政の推進を図ることなどのために災対法を制定
平成 7年12月 （第22回改正）	7年	阪神・淡路大震災	・ボランティアや自主防災組織による防災活動の環境整備 ・緊急災害対策本部の設置要件の緩和 ・自衛隊の災害派遣要請の法定化
24年 6月 （第51回改正）	23年	東日本大震災	・発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化 ・救援物資等を被災地に確実に供給する仕組み ・地理空間情報の活用
25年 6月 （第54回改正）	23年	東日本大震災	・被災者支援の充実 ・住民等の円滑かつ安全な避難の確保 ・大規模広域な災害に対する即応力の強化 ・都道府県が災害の状況等を報告できなくなったときの指定行政機関の長等による情報収集

注(1) 緊急災害対策本部は、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときに内閣総理大臣が閣議決定により内閣府に臨時に設置する機関であり、本部長は内閣総理大臣である。
注(2) 地理空間情報は、位置情報又は位置情報に関連づけられた情報である。

そして、平成24年6月の改正では、内閣総理大臣が指定する行政機関の長、地方行政機関の長（以下、両機関をそれぞれ「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」といい、両機関を合わせて「指定府省庁」という。図表0-3参照）、地方公共団体の長等、内閣総理大臣が指定する公共機関（以下「指定公共機関」という。図表0-3参照）、都道府県知事が指定する地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。図表0-3参照）、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならないと規定された。また、25年6月の改正では、都道府県が被害状況の把握等を行うことができなくなったときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならないなどと規定された。

図表0-3　災対法で指定された機関

機関名	定義
指定行政機関	中央省庁等で内閣総理大臣が指定する行政機関 平成12年総理府告示第62号により、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省が指定されている。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの 平成12年総理府告示第63号により、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が指定されている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの 昭和37年総理府告示第26号により、83法人が指定されている。
指定地方公共機関	地方独立行政法人、公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事が指定するもの

イ　防災基本計画の概要等

災対法によれば、防災基本計画は防災に関する基本的な計画であるとされている。

そして、防災基本計画（昭和38年6月策定）に基づき、指定行政機関の長等は、その所掌事務等に関して当該計画上に定められた重点を置くべき事項等を踏まえて防災業務計画等を作成するなどしており、指定行政機関等は、当該計画等に基づき防災に関して執るべき措置を実施している（図表0-4参照）。

図表0-4　災対法及び防災基本計画に基づく防災に関する計画の体系

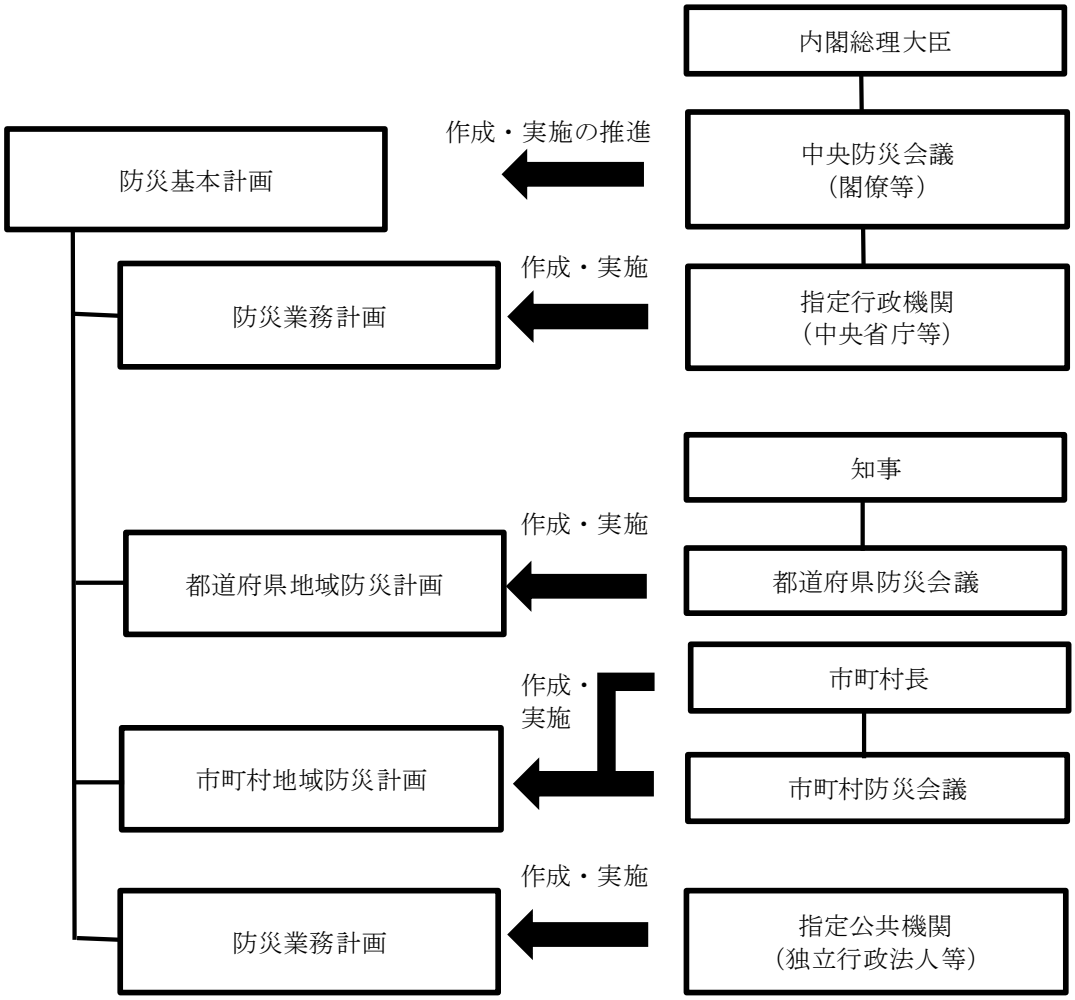

（注）指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成するとされているが、当該計画の名称が定められてないため、本図表では記載を省略した。

防災基本計画では、「第1編　総則」において、防災を時間の経過に応じて、①災害予防、②災害応急対策及び③災害復旧復興の3段階に分け、それぞれの段階における基本理念とこれにのっとり実施すべき施策の概要を定めており、各段階における基本理念は次のとおりとされている。

①　災害予防段階においては、災害の規模によってはハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を

図ることとする。

② 災害応急対策段階においては、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別又は障害の有無といった被災者の事情から生ずる多様なニーズに適切に対応する。

③ 災害復旧復興段階においては、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

そして、第2編以降の各編において、地震、津波、風水害等の各災害に共通する対策及び個別の災害に対する具体の対策について、各段階における諸施策が示されている。

前記の各段階における各災害に共通する対策は、防災基本計画「第2編　各災害に共通する対策編」（以下「共通対策編」という。）に示されており、その構成は図表0-5のとおりである。

図表0-5　防災基本計画の共通対策編の構成

第1章 災害予防
　第1節 災害に強い国づくり、まちづくり
　第2節 事故災害の予防
　第3節 国民の防災活動の促進
　第4節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進
　第5節 事故災害における再発防止対策の実施
　第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第2章 災害応急対策
　第1節 災害発生直前の対策
　第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
　第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動
　第4節 救助・救急、医療及び消火活動
　第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
　第6節 避難の受入れ及び情報提供活動
　第7節 物資の調達、供給活動
　第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動
　第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動
　第10節 応急の教育に関する活動
　第11節 自発的支援の受入れ

第3章 災害復旧・復興
　第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定
　第2節 迅速な原状復旧の進め方
　第3節 計画的復興の進め方
　第4節 被災者等の生活再建等の支援
　第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

また、23年12月に修正された後の防災基本計画の共通対策編によれば、災害の規模や被害の程度に応じ、国、地方公共団体、公共機関等は、被害情報等の収集・連絡を迅速に行うこととし、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要があるとされている。

(2) 災害発生時における被害状況等の報告の手順等

ア　災対法に基づく被害状況等の報告の手順

災対法に基づく被害状況等の主な報告の手順は、次のとおりとなっている（図表0-6参照）。

①　市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県等に報告する。

②　都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、速やかに、当該

災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告する。

③　指定行政機関の長及び指定公共機関の代表者は、その所掌事務等に係る災害が発生したときは、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告する。

④　内閣総理大臣は、上記の①から③までに係る報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報する。

イ　防災基本計画に基づく被害状況の情報等の収集・連絡の手順

防災基本計画では、共通対策編において、被害状況の情報等の報告の手順が災対法よりも詳細に定められており、その手順は、主に、災害発生直後に行う被害の第一次情報等の収集・連絡と、各府省庁が被害の第一次情報等の収集・連絡の次に災害応急対策の実施に必要とする詳細情報の収集・連絡を行う一般被害情報等の収集・連絡という二つにまとめられている（図表0-6参照）。

(ｱ) 被害の第一次情報等の収集・連絡手順

被害の第一次情報等の収集・連絡の主な手順は、防災基本計画において次のとおりとなっている。

①　市町村は、人的被害の状況、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県等に報告する。

②　都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的情報を把握するなどして、これらの情報を国（消防庁）に報告する。

③　国（内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省等）、指定公共機関等は、必要に応じ、自らも各種通信手段の活用等により、被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し、官邸（内閣官房）及び内閣府（事故災害においては安全規制等担当省庁）に連絡する。そして、当該連絡を受けた官邸（内閣官房）及び内閣府は、被害規模を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに関係機関に連絡する。

④　国（内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省等）及び地方公共団体は、必要に応じ、官邸及び非常災害対策本部(注1)又は緊急災害対策本部（以下、両本部を合わせて「非常本部等」という。）を含む指定行政機関等と

収集した被災現場の画像情報の共有を図る。

⑤　大規模な災害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係府省庁等幹部による情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、関係指定行政機関を通じて又は直接に、地方公共団体の被害状況の確認を行う。

(ｲ) 一般被害情報等の収集・連絡手順

一般被害情報等の収集・連絡の主な手順は、防災基本計画において次のとおりとなっている。

①　都道府県や市町村は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は、官邸（内閣官房）及び内閣府（非常本部等の設置後は非常本部等）に当該情報を連絡する。

②　指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸（内閣官房）、内閣府及び関係省庁（非常本部等の設置後は、非常本部等）に当該情報を連絡する。

③　指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、必要に応じて、官邸（内閣官房）、内閣府及び関係省庁（非常本部等の設置後は、非常本部等）に当該情報を連絡する。

④　官邸（内閣官房）、内閣府又は非常本部等は、必要に応じて、収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。

⑤　官邸（内閣官房）、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関及び指定公共機関に連絡する。

⑥　非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

（注1）　非常災害対策本部　　非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときに、内閣総理大臣が内閣府に臨時に設置する機関であり、本部長は防災担当大臣である。

図表0-6　災害発生時における被害状況の情報等の流れ

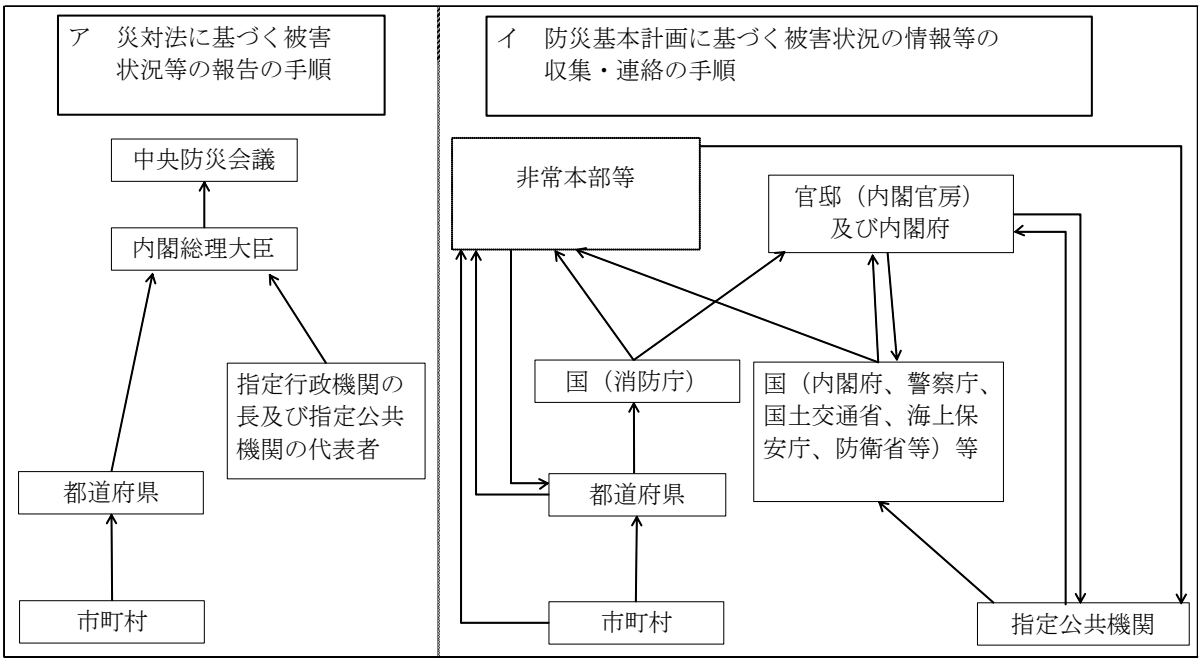

(3) 災害対策に用いる防災情報システムに係る計画等

ア　防災情報システム整備の基本方針

防災基本計画によれば、情報の収集・連絡体制の整備について、国等は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うために、情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めることとされている。

中央防災会議は、指定行政機関等が個々に整備している防災情報システムの相互の連携がとられていない面があり、効果的な防災対策に結び付いておらず指定行政機関等間での防災情報の共有化が必要であるとして、14年10月に「防災情報の共有化に関する専門調査会」を設置した。そして、同専門調査会は、政府が緊急に推進すべき防災情報システムの整備戦略について検討を行い、中央防災会議は、当該検討結果を受けて、15年3月に、防災情報システムの整備の推進に向けた具体的施策を取りまとめた「防災情報システム整備の基本方針」（平成15年3月中央防災会議決定。以下「基本方針」という。）を決定した。

基本方針によれば、情報は、災害時において状況に即応した対応を行うなどのために最も基礎となるものであること、広域的で大規模な災害に的確に対応するためには、大容量のデータの的確な流通を可能とする情報システムの実現とそれによる

情報共有が不可欠であることなどとして、情報の共通化・標準化を図りＩＴを活用した防災電子政府を構築するなどとされている。そして、指定行政機関等が共有すべき情報の形式を標準化し、当該情報を共通のシステムに集約し、その情報にいずれからもアクセスできる防災情報共通プラットフォーム（以下「防災ＰＦ」という。）を構築して、①迅速・的確な情報収集、②信頼性の高い大容量データ通信体系等の整備、③総合化による情報の有効活用、④的確で効果的な住民等への情報提供、⑤情報の共通化・標準化及び⑥防災情報システム整備推進体制の整備を推進する各種の施策が示された。

イ　災害管理業務の業務・システム最適化計画

13年1月に、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づき、内閣総理大臣を本部長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が設置され、電子政府の推進体制が構築された（図表0-7参照）。

図表0-7　電子政府の推進体制図（平成30年3月時点）

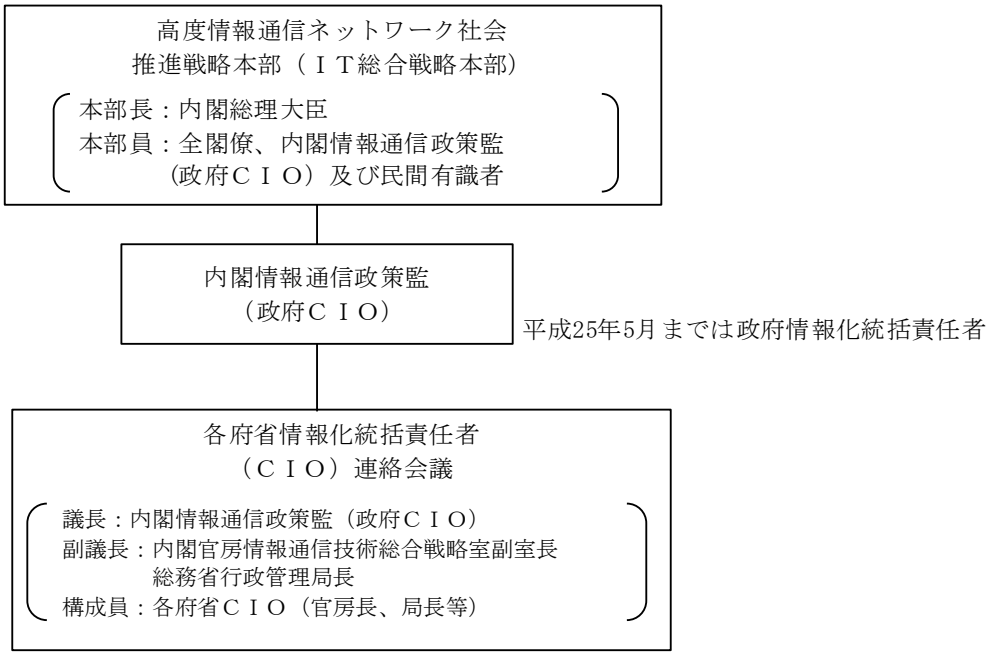

そして、同本部が14年9月に設置した各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議（以下「ＣＩＯ連絡会議」という。）は、国の災害における情報の収集、確認及び集約並びに対策の実施に関わる情報の共有に係る業務や当該業務に係る情報システ

ムについて、17年12月に、内閣府を担当府省とする「災害管理業務の業務・システム最適化計画」（平成17年12月各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定。以下「最適化計画」という。）を策定した。

最適化計画によれば、基本方針を受けて内閣府が構築した防災ＰＦにより防災情報の共有化を図ることとされ、次の①から⑥までの各事項を実施することとされている。

① 横断的に共有化すべき情報の整理

② 防災情報の形式の標準化

③ 情報の統合化、視覚化、共有化

④ 運用ルールの明確化による恒常的な利用

⑤ セキュリティ対策の向上

⑥ 地方公共団体、企業、住民等との連携

内閣府は、最適化計画は26年3月に終了しているとしているが、「業務・最適化計画について」（平成26年4月各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）によれば、その実施状況について引き続きフォローアップを行うものとされ、最適化計画に記載する実施内容を変更する場合においては、内閣官房及び総務省が示す要領に基づき、最適化計画を改定するものとされている。そして、ＣＩＯ連絡会議が同年4月に公表した「2012年（平成24年）度災害管理業務・システム最適化実施評価報告書」（平成26年4月各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議報告）によれば、内閣府は、今後も情報の統合化、視覚化及び共有化を推進するとともに、災害時に被害状況を把握することができる省庁とのデータや情報システムの連係を引き続き進めていく必要があり、東日本大震災等の教訓を生かし、更なる改善に取り組んでいく必要があるとされている。

(4) 総合防災情報システムの概要等

ア 総合防災情報システムの概要

内閣府は、前記のとおり、基本方針及び最適化計画に基づき、17年度に防災ＰＦを整備し、横断的に共有すべき情報を防災ＰＦに登録し、情報共有を行うこととして、18年度から運用を開始し、機能拡張を続けてきた。

その後、22年8月に改定された最適化計画において、防災ＰＦ、地震の震源や震度を基に被害を推計する地震防災情報システム（ＤＩＳ）及び人工衛星等を活用した

被害早期把握システム（ＲＡＳ）の三つの情報システムを統合し、総合防災情報システム（以下「総防システム」という。）として一体的に運用、管理を行うこととし、防災ＰＦに対して実施するとされていた各事項は、総防システムに対して実施することとされた。

そして、内閣府は、23年5月に、総防システムの運用を開始した。

23年12月に修正された後の防災基本計画の共通対策編によれば、国、地方公共団体等は、情報の共有化を図るために、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、総防システムに集約できるように努めることとされている。

総防システムでは、各指定府省庁等が入力したり、閲覧したりする情報を、図表0-8のとおり、15種類に分類して整理している。

図表0-8　総防システムにおける情報の分類

情報項目		
1. 津波	6. ガス	11. 鉄道
2. 台風	7. 水道	12. 被害報
3. 地震	8. 電話回線	13. 施設情報
4. 地震被害推計	9. 河川・ダム	14. 部隊派遣
5. 電力	10. 道路	15. ヘリ位置

イ　総防システムへの各指定府省庁からの接続手段

内閣府は、各指定府省庁、指定公共機関等を結ぶ無線及び有線の通信設備によって構成される通信ネットワークとして中央防災無線網を整備しており、総防システムはこれに接続することによって、災害時にも運用することができるよう考慮するなどした仕様となっている。

各指定府省庁等は、原則として中央防災無線網又は同無線網に接続した政府共通ネットワーク（24年12月31日以前は霞が関ＷＡＮ。以下同じ。）を経由して情報システムに係る機器や端末を総防システムに接続することになる。

ウ　総防システムによる情報共有方法

各指定府省庁等の情報システムが収集するなどした情報は、次のいずれかの方法で総防システムに集約されることになっている（図表0-9参照）。

①　各指定府省庁及び指定公共機関は、保有する情報システムと総防システムとの

（注2）
情報連携を行い、当該情報システムの情報を総防システムに自動入力する。

② 各指定府省庁は、それぞれに与えられたアカウントを利用して総防システムにログインし、情報を総防システムに手入力する。

（注2） 情報連携 異なる情報システムの間で保有する情報について、情報システム間を接続して自動的に共有する仕組み

また、内閣府は、総防システムに登録された情報を次の方法で各指定府省庁と共有することとしている（図表0-9参照）。

③ 総防システムと各指定府省庁及び指定公共機関が保有する情報システムとの情報連携を行い、総防システムに自動入力や手入力された情報を当該情報システムに自動入力する。

④ 各指定府省庁は②と同様の方法により総防システムにログインし、自ら又は他府省庁が総防システムに登録した情報を閲覧する。

図表0-9 総防システムへの情報の登録方法と登録された情報の共有方法

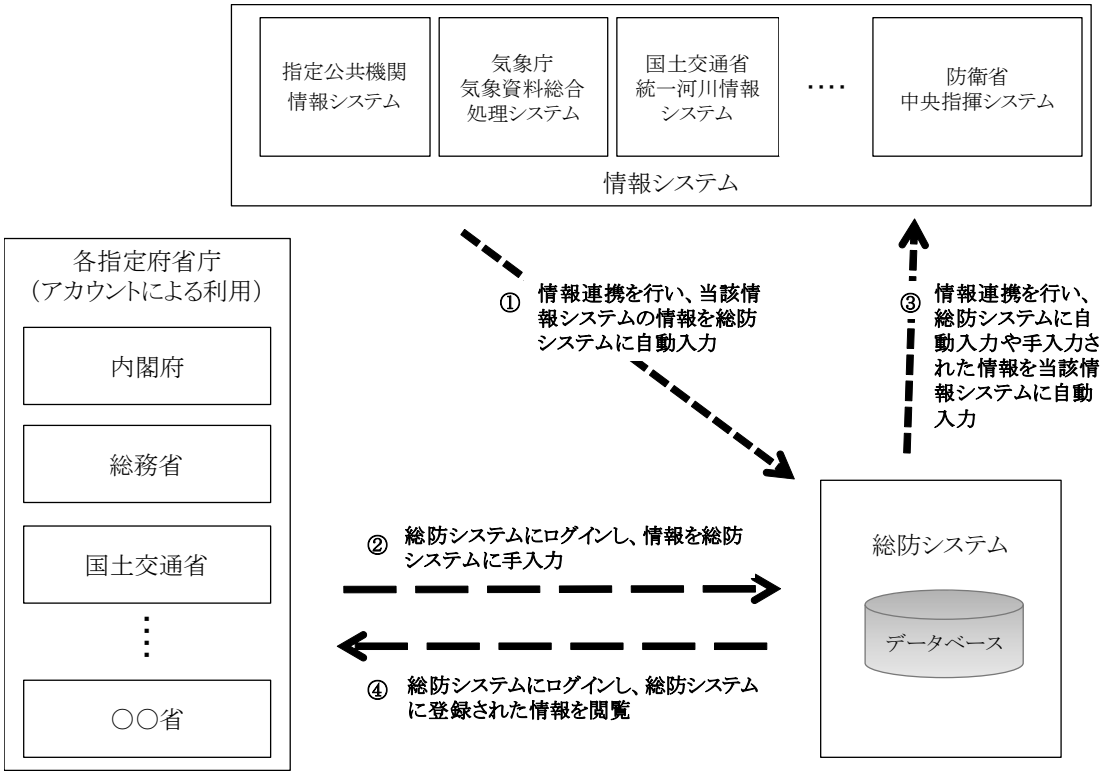

このように、各指定府省庁及び指定公共機関が、情報を総防システムに自動入力するなどして当該情報を総防システムに一元的に登録することにより、各指定府省庁及び指定公共機関は、当該情報を共有することができるようになっている。また、

総防システムは、登録された気象情報、地震情報、河川情報、ライフラインの状況、避難所の状況、道路状況等の各種の情報のうち地理空間情報を電子地図上に重ねて表示することにより、防災業務の実施における状況判断等に活用できるようになっている。

エ　総防システムに対する政府による検証

総防システムは、24年6月に開催された内閣官房・内閣府行政事業レビュー「公開プロセス」の対象とされ、この評価結果において、「大幅な改善を要する」とされた。そして、取りまとめコメントにおいて、実際の運用を想定したシステム設計とすべき、民間・他省庁の資源との連携をすべき、地方公共団体と共有できるシステムを整備すべき及び効果の検証を行うべきとされた。

これに対して内閣府は、「行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映状況について」において「機能拡張項目を整理し、他機関との連携・共有に重点化を図るなど、事業内容の見直しを行った」としている。

(5) 災害情報ハブ推進チームにおける標準化災害情報プロダクツの提示

28年7月に中央防災会議の防災対策実行会議の下に設置された「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」は、28年12月に取りまとめた「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」（平成28年12月中央防災会議防災対策実行会議熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ）において、防災分野におけるＩＣＴの導入が進んでいないとした。

これを踏まえるなどして、中央防災会議は、災害時に、国、地方公共団体、民間企業等の各機関がそれぞれ保有している様々な情報を共有することが重要であるとして、各種の情報について取扱いや共有・利活用に係るルール等に関する仕組みづくりを行うために、29年4月に防災対策実行会議の「災害対策標準化推進ワーキンググループ」の下に、内閣府副大臣（防災担当）を座長とした国と地方・民間の「災害情報ハブ」推進チーム（以下「災害情報ハブ推進チーム」という。）を立ち上げた。そして、29年4月の災害情報ハブ推進チームの第1回検討会において、国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「防災科研」という。）等が府省庁連携防災情報共有システム(注3)で集約及び提供することを検討している情報項目案の一覧（以下「標準化災害情報プロダクツ」という。）が、災害対策における情報の必要性を示す資料として提出された。

標準化災害情報プロダクツは、指定行政機関等が運用している情報システムで取り

扱われている多様な形式の災害に関する情報を集約して、当該情報の形式を変換して提供するために、図表0-10のとおり、情報項目を3の大分類、20の中分類、63の小分類に整理したものとなっている。

図表0-10　標準化災害情報プロダクツにおける情報項目

大分類	中分類	小分類	
ハザード	地震	(1)	震源情報
		(2)	震度情報
	津波	(3)	津波警報･注意報
		(4)	津波情報
		(5)	津波浸水情報
	火山	(6)	噴火警報･予報
		(7)	噴火速報
		(8)	降灰予報
	気象	(9)	警報･注意報
		(10)	降水量（現況）
		(11)	降水短時間予報
		(12)	積算雨量
		(13)	積雪量
	台風	(14)	台風情報（現況）
		(15)	台風経路図
	洪水	(16)	河川洪水情報
		(17)	ため池情報
		(18)	浸水(内水氾濫)情報
	土砂災害	(19)	土砂災害警戒情報
		(20)	土砂災害警戒判定メッシュ
		(21)	土砂災害箇所

大分類	中分類	小分類	
被害	人的被害状況	(22)	死傷･行方不明者
		(23)	孤立状況
		(24)	人の分布
	建物	(25)	住家被害状況
		(26)	非住家被害状況
	施設	(27)	庁舎状況
		(28)	文教施設状況
		(29)	河川･ダム施設状況
		(30)	農業施設状況
		(31)	産業施設状況
		(32)	燃料供給状況
	交通	(33)	道路状況
		(34)	鉄道運行状況
		(35)	港湾施設状況
		(36)	空港施設状況
	ライフライン	(37)	電力供給状況
		(38)	ガス供給状況
		(39)	水道供給状況
		(40)	下水道状況
	通信	(41)	固定電話状況
		(42)	携帯電話状況
		(43)	インターネットアクセス状況
	写真・映像	(44)	定点カメラ
		(45)	空撮写真・映像

大分類	中分類	小分類	
対応	医療	(46)	医療施設状況
	避難	(47)	避難勧告・指示
		(48)	避難所状況
	物資	(49)	物資拠点状況
		(50)	物資要請状況
		(51)	物資調達状況
	廃棄物	(52)	清掃施設状況
		(53)	廃棄物発生状況
	派遣	(54)	医療活動
		(55)	警察庁（広域緊急援助隊）
		(56)	消防庁（緊急消防援助隊）
		(57)	防衛省（自衛隊）
		(58)	国土交通省（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）
		(59)	地方自治体
		(60)	災害ボランティア
	生活再建支援	(61)	被害認定状況
		(62)	罹災証明書発行状況
		(63)	仮設住宅供給状況

災害情報ハブ推進チーム第1回検討会においては、標準化災害情報プロダクツの検討が進められるなどして、府省庁連携防災情報共有システムが整備された場合は、指定行政機関等が運用している各情報システムを同システムが仲介することにより、それぞれ連携するための機能等を付加することなく当該情報システム間で情報の相互利用が可能になるとしている。

（注3）　府省庁連携防災情報共有システム　　指定行政機関等が運用している情報システムで取り扱われている多様な形式の情報を集約し、災害に対応する者の業務に即応可能な形に加工し、災害に対応する者の求める形式に変換して提供する情報システム。内閣府に設置された総合科学技術・イノベーション会議が創設した「戦略的イノベーション創造プログラム」（平成26年5月総合科学技術・イノベーション

会議決定）に基づき防災科研等が、26年度から30年度までの予定で当該情報システムの研究開発を行うとされている。

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

防災基本計画が定める防災業務のうち、災害応急対策は、前記のとおり、発災直後に行うことから迅速かつ円滑な実施が必要とされる業務である。このため、国は、災害応急対策に用いる情報（以下「災害関連情報」という。）を可能な限り迅速かつ的確に収集し、また、地方公共団体、公共機関等と共有するなどする必要がある。

そして、各指定府省庁は、上記の収集や共有を円滑に実施するなどのために、それぞれが必要とする災害関連情報等の収集等を行う情報システムを整備していることから、これらの情報システムの運用継続性を適切に確保し、効率的、効果的に整備し、運用等することが重要である（以下、総防システムと各指定府省庁が整備した総防システム以外の災害関連情報を収集等する情報システムを合わせて「災害関連情報システム」という。）。

そこで、会計検査院は、災害関連情報システムの整備、運用等の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア　災害関連情報システムの整備状況等はどのようになっているか。

イ　災害関連情報システムを整備等している各指定府省庁は、災害応急対策を効率的、効果的に行えるよう、各災害関連情報システム等により収集した災害関連情報を他府省庁、地方公共団体、公共機関等との間で適切に共有しているか。

ウ　災害関連情報システムを整備等している各指定府省庁は、災害時に、災害関連情報を迅速かつ的確に収集し、伝達できるよう、各災害関連情報システムの運用継続性を確保するために十分な措置を講じているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、災害関連情報システムの整備、運用等に係る費用を対象として、指定行政機関24府省庁のうち災害関連情報システムを整備している12府省庁(注4)から、各災害関連情報システムの整備状況、災害関連情報のうち災害関連情報システムが取り扱うもの（以下「システム取扱情報」という。）の情報連携等の状況、各災害関連情報システムの運用継続性を確保するための対策の状況等について、提出を受けた調書の内容を分析するとともに、関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

また、上記24府省庁のうち災害関連情報システムを整備していない12省庁(注5)及び東日本大震災の発生以降に非常本部等が設置されるなど災害によって大きな被害を受けた14道県(注6)から災害関連情報システムとの情報共有の状況等について、関係書類の提出を受けるなどして調査した。

(注4)　12府省庁　内閣府本府、総務省、消防庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省

(注5)　12省庁　国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、資源エネルギー庁、中小企業庁、環境省

(注6)　14道県　北海道、岩手、宮城、福島、茨城、群馬、長野、山梨、奈良、和歌山、広島、鳥取、福岡、熊本各県

3　検査の状況

(1) 災害関連情報システムの整備状況等

ア　災害関連情報システムの整備、運用等の経費等

12府省庁において整備され、運用されるなどしている災害関連情報システムは、図表1-1のとおり、67システムとなっていた。

図表1-1　12府省庁において整備され、運用されるなどしている災害関連情報システム

番号	指定府省庁名	情報システム名	番号	指定府省庁名	情報システム名
1	内閣府	総合防災情報システム	35	気象庁	雨量・レーダー情報コンテンツ作成装置
2	内閣府	中央防災無線web	36	気象庁	火山灰情報提供システム
3	内閣府	道路情報提供システム（沖縄総合事務局）	37	気象庁	火山監視・情報センターシステム
4	内閣府	物資調達・輸送調整等支援システム	38	気象庁	気象レーダー観測処理システム
5	総務省	非常時情報伝達ネットワークシステム	39	気象庁	気象資料総合処理システム
6	消防庁	ヘリコプター動態管理システム	40	気象庁	気象資料提供システム
7	消防庁	緊急消防援助隊動態情報システム	41	気象庁	気象庁ホームページ
8	消防庁	災害時対応系システム	42	気象庁	気象等災害調査システム
9	消防庁	災害情報配信管理装置	43	気象庁	高層気象観測データ統合処理システム
10	消防庁	支援情報共有ツール	44	気象庁	指定河川洪水予報システム
11	消防庁	全国瞬時警報システム	45	気象庁	数値解析予報システム
12	消防庁	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム	46	気象庁	地域地震情報センターデータ処理システム
13	消防庁	防災情報システム	47	気象庁	地震活動等総合監視システム
14	厚生労働省	広域災害・救急医療情報システム	48	気象庁	潮位データ総合処理装置
15	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム	49	気象庁	天気図解析システム
16	経済産業省	ガス防災支援システム	50	気象庁	都道府県洪水予報システム
17	国土交通省	川の防災情報	51	気象庁	土砂災害警戒情報作成システム
18	国土交通省	潮位情報システム	52	気象庁	突風等短時間予測システム
19	国土交通省	統一河川情報システム	53	気象庁	予報作業支援システム
20	国土交通省	統合災害情報システム（DiMAPS）	54	海上保安庁	ナブテックス（航行警報テレックス）システム
21	国土交通省	道路管理用情報共有プラットフォーム	55	海上保安庁	伊勢湾海上交通情報機構
22	国土交通省	道路情報提供システム（関東地方整備局）	56	海上保安庁	沿岸域情報提供システム
23	国土交通省	道路情報提供システム（近畿地方整備局）	57	海上保安庁	海上保安業務システム
24	国土交通省	道路情報提供システム（九州地方整備局）	58	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（関門海峡）
25	国土交通省	道路情報提供システム（四国地方整備局）	59	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（大阪湾）
26	国土交通省	道路情報提供システム（中国地方整備局）	60	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（備讃瀬戸）
27	国土交通省	道路情報提供システム（中部地方整備局）	61	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（来島海峡）
28	国土交通省	道路情報提供システム（北海道開発局）	62	海上保安庁	東京湾海上交通情報機構
29	国土地理院	GNSS（全球測位衛星システム）連続観測システム	63	原子力規制委員会	緊急時対策支援システム
30	国土地理院	地震時地盤災害推計システム(SGDAS)	64	原子力規制委員会	緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム
31	国土地理院	防災地理情報整備・点検システム	65	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム
32	気象庁	CTBTO（包括的核実験禁止条約機関）データ変換装置	66	防衛省	中央指揮システム
33	気象庁	アメダスデータ等統合処理システム	67	防衛省	統合気象システム
34	気象庁	異常天候情報作成装置			

そして、67システムに係る24年度から29年度（29年9月30日まで）までの整備経費の支払額は計396億6954万余円、運用等経費の支払額は計566億2355万余円となっており、整備経費及び運用等経費に係る支払総額は合計962億9310万余円となっている

（図表1-2及び図表1-3参照。各災害関連情報システムの整備経費及び運用等経費に係る支払額の一覧については別表1参照）。

図表1-2　12府省庁の災害関連情報システムに係る整備経費の支払額等

（単位：件、千円）

指定府省庁名	システム数	平成24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度(29年9月30日まで)		計	
		契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額
内閣府	4	3	265,356	7	184,949	1	58,680	2	39,355	2	29,430	0	－	15	577,771
総務省	0	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
消防庁	7	11	835,455	6	247,715	5	131,889	5	135,216	8	759,472	2	138,802	37	2,248,552
厚生労働省	1	0	－	1	88,935	0	－	0	－	0	－	0	－	1	88,935
農林水産省	1	1	3,454	1	9,450	1	34,992	1	91,303	0	－	0	－	4	139,199
経済産業省	1	1	34,414	0	－	0	－	0	－	1	23,981	0	－	2	58,395
国土交通省	7	2	160,125	5	181,629	6	700,650	2	616,140	5	113,475	2	117,720	22	1,889,739
国土地理院	2	1	5,008	0	－	1	1,500	0	－	0	－	0	－	2	6,508
気象庁	18	7	1,739,578	9	524,371	11	1,431,044	5	1,373,901	3	409,774	4	891,962	39	6,370,633
海上保安庁	3	9	772,673	6	705,610	4	45,192	2	44,689	2	1,080,991	3	242,168	26	2,891,326
原子力規制委員会	2	0	－	1	132,510	4	121,856	7	305,755	4	272,516	3	202,486	19	1,035,125
防衛省	2	11	5,377,315	3	3,711,021	2	3,533,698	10	5,913,745	4	2,898,405	0	2,929,169	30	24,363,356
計	48	46	9,193,382	39	5,786,191	35	6,059,505	34	8,520,107	29	5,588,047	14	4,522,308	197	39,669,543

注(1) 国庫債務負担行為により複数年度契約を締結しているものは、当該契約を締結した年度に1件として契約件数を計上している。ただし、平成24年度の契約件数には、23年度以前に契約を締結し、24年度以降に支払があった契約の件数も計上している。

注(2) 一つの契約の中で災害関連情報システムの整備と運用等をまとめている場合は、整備に係る額が運用等に係る額を上回る契約のみを計上している。

注(3) 一つの契約の中で災害関連情報システム以外の情報システムを含む複数の情報システム等をまとめている場合は、契約金額を明確に分けられないことから、契約件数（9件）のみを計上しており、当該支払額（27億余円）は計上していない。

図表1-3　12府省庁の災害関連情報システムに係る運用等経費の支払額等

（単位：件、千円）

指定府省庁名	システム数	平成24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度(29年9月30日まで)		計	
		契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額
内閣府	4	5	35,075	5	36,427	8	65,474	6	66,631	8	84,869	8	80,525	40	369,003
総務省	1	1	3,675	1	3,675	1	3,780	1	3,803	1	3,780	1	3,780	6	22,493
消防庁	7	15	259,895	11	361,856	10	397,428	10	382,686	12	426,256	10	373,174	68	2,201,297
厚生労働省	1	1	47,048	1	47,048	1	47,048	1	46,814	1	47,048	1	47,048	6	282,055
農林水産省	1	6	22,093	6	22,282	5	27,353	6	24,628	5	58,108	1	13,845	29	168,312
経済産業省	1	1	6,825	1	11,550	2	10,519	1	10,735	1	10,864	0	－	6	50,494
国土交通省	7	10	1,097,355	5	1,122,328	6	1,166,222	10	1,292,964	5	1,778,095	6	1,644,445	42	8,101,412
国土地理院	1	23	1,605,973	25	377,822	33	499,606	37	527,149	52	648,224	12	223,321	182	3,882,097
気象庁	22	29	1,570,906	17	1,900,916	28	2,075,552	30	1,131,189	30	2,652,744	22	1,407,822	156	10,739,131
海上保安庁	9	9	60,188	11	1,652,681	9	1,541,996	10	822,025	15	816,934	7	793,617	61	5,687,442
原子力規制委員会	3	10	65,000	2	178,109	32	1,061,882	43	1,771,025	27	2,182,822	24	1,299,711	138	6,558,552
防衛省	2	5	3,119,921	2	2,882,552	7	3,014,259	5	3,102,061	6	3,358,089	3	3,084,381	28	18,561,264
計	59	115	7,893,958	87	8,597,250	142	9,911,123	160	9,181,715	163	12,067,837	95	8,971,673	762	56,623,559

注(1) 国庫債務負担行為により複数年度契約を締結しているものは、当該契約を締結した年度に1件として契約件数を計上している。ただし、平成24年度の契約件数には、23年度以前に契約を締結し、24年度以降に支払があった契約の件数も計上している。

注(2) 一つの契約の中で災害関連情報システムの整備と運用等をまとめている場合は、運用等に係る額が整備に係る額を上回る契約を計上している。

注(3) 一つの契約の中で災害関連情報システム以外の情報システムを含む複数の情報システム等をまとめている場合は、契約金額を明確に分けられないことから、契約件数（44件）のみを計上しており、当該支払額（32億余円）は計上していない。

12府省庁が個別に整備した各災害関連情報システムの整備、運用等に係る契約の状況についてみたところ、内閣府において、事例1のとおり、26年5月から保守し、運用している災害関連情報システムの運用期間中に、その後継となる新たな災害関連情報システムを整備したのに、既存の災害関連情報システムの保守及び運用に係る契約を見直さず、当該契約を継続していた事態が見受けられた。

＜事例1＞既存の災害関連情報システムの後継となる新たな災害関連情報システムを整備したのに、既存の災害関連情報システムに係る契約を見直さないまま継続していたもの

内閣府は、大規模災害が発生した場合に、同府に設置した非常本部等が被災都道府県に対して必要に応じて緊急支援物資の調達・供給を行うこととしている。同府は、平成25年8月に、物資調達・輸送調整等支援システムの開発業務契約を1554万円で締結するとともに、26年4月に、機器等賃貸借・保守業務契約を968万円で、同年5月に、保守・運用業務契約を2700万円で、いずれも、30年度末までの国庫債務負担行為により締結して、同システムを26年5月から運用している（以下、これらの契約で整備した情報システムを「旧システム」という。）。

同府は、26年6月から27年3月までの間に、旧システムを活用して、指定行政機関等が被災地等に物資を適切に供給する仕組み（以下「物資供給スキーム」という。）を運用するための検討及び検証訓練を実施した。その結果、物資供給スキームに関するデータ項目の分類等が細分化されていて入力項目が多く入力に時間を要するなどとして、処理を円滑化するために物資供給スキームを見直すことにした。そして、同府は、都道府県も使用できるよう物資調達・輸送調整等支援システムをクラウド上に再構築することとし、27年12月に、改めて物資調達・輸送調整等支援システムの開発業務契約（以下、この契約で整備したシステムを「新システム」という。）を749万円で締結し、クラウド版の納品を28年3月に受けた。

同年4月14日に発生した平成28年熊本地震では、我が国で初めて、地方公共団体からの要請等を待たずに国の判断で物資等を供給するプッシュ型支援が実施された。このプッシュ型支援では、新システムの運用が開始される前であったが、新システムの開発業務契約により納品を受けた物資調整シートが使用され、旧システムは使用されなかった。

そして、同府は、平成28年熊本地震発生後の同年4月26日に、新システムのクラウドサービスの提供・保守・運用業務契約を29年3月末までの契約期間として1177万円で締結し、旧システムは、新システムによって代替されたことにより、使用されなくなった。

しかし、同府は、旧システムの機器等賃貸借・保守業務契約及び保守・運用業務契約を見直すことなく継続しており、28年4月26日から、旧システムと新システムの経費を重複して支払う状態となっていた。

イ　災害応急対策の内容からみた災害関連情報システムの整備状況

前記のとおり、防災基本計画の共通対策編では、国、地方公共団体、公共機関等は、被害情報等の収集・連絡等を迅速に行うこととし、多くの情報を効果的な通信手段・機材・情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要があるとしており、24府省庁はそれぞれ災害応急対策において取組の主体となる業務を持っている。

前記の67システムについて、24府省庁における防災基本計画全体の災害応急対策で使用する災害関連情報システムを防災基本計画に定められた災害応急対策の主な内容ごとにみると、図表1-4のとおり、災害応急対策の第1節の災害発生直前の対策に使用するものが32システム、第2節の発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立に使用するものが44システム、第3節の災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動に使用するものが29システム、第4節の救助・救急、医療及び消火活動に使用するものが7システム、第5節の緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に使用するものが21システム、第6節の避難の受入れ及び情報提供活動に使用するものが14システム、第7節の物資の調達、供給活動に使用するものは3システムとなっていた。

一方、第8節の保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動、第9節の社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動、第10節の応急の教育に関する活動、第11節の自発的支援の受入れについては、必ずしも災害関連情報システムを利用した業務遂行になじまない活動が含まれていると考えられ、災害関連情報システムは整備されていない。

図表1-4 防災基本計画に定められた災害応急対策別の災害関連情報システム数

防災基本計画に定められた災害応急対策の主な内容		システム数
節	概要	
第１節 災害発生直前の対策	災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導、所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。	32
第２節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。	44
第３節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動	応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。	29
第４節 救助・救急、医療及び消火活動	被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。	7
第５節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。	21
第６節 避難の受入れ及び情報提供活動	被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。	14
第７節 物資の調達、供給活動	被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。	3
第８節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。	0
第９節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。	0
第10節 応急の教育に関する活動	地方公共団体は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講ずる。	0
第11節 自発的支援の受入れ	ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。	0

（注）一つの情報システムで、複数の節に対応するものがある。

24府省庁の災害応急対策の活動と各災害関連情報システムとの対応状況についてみると図表1-5のとおりである。

図表1-5　防災基本計画における災害応急対策と各災害関連情報システムとの対応状況

指定府省庁名	防災基本計画 / 災害関連情報システム名	共通対策編 第2章　災害応急対策										
		第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第6節	第7節	第8節	第9節	第10節	第11節
内閣府		○	○		○		○					○
	総合防災情報システム		☆				☆					
	中央防災無線web		☆									
	道路情報提供システム（沖縄総合事務局）					☆	☆					
	物資調達・輸送調整等支援システム							☆				
国家公安委員会		△	○	△	○	○	○	○	○	○		
警察庁		△	○	△	○	○	○	○	○	○		
金融庁												
消費者庁			○				○			○		
総務省			○	△				○				
	非常時情報伝達ネットワークシステム		☆									
消防庁		○	○	○	○	○	○	○				
	ヘリコプター動態管理システム		☆		☆							
	緊急消防援助隊動態情報システム		☆		☆							
	災害時対応系システム		☆		☆							
	災害情報配信管理装置		☆									
	支援情報共有ツール		☆		☆							
	全国瞬時警報システム	☆										
	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム						☆					
	防災情報システム		☆									
法務省		△	○		△		○	○		○		△
外務省			△				○					○
財務省												
文部科学省					○							
文化庁					○							
厚生労働省			○	○	○		○	○	○			
	広域災害・救急医療情報システム				☆			☆				
農林水産省				○		○	○	○				
	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム	☆										
経済産業省			○	△			△	○				
	ガス防災支援システム		☆	☆								
資源エネルギー庁						○		○				
中小企業庁												
国土交通省		○	○	○	○	○	○	○				
	川の防災情報	☆	☆	☆		☆						
	潮位情報システム	☆										
	統一河川情報システム	☆	☆	☆		☆						
	統合災害情報システム（DiMAPS）	☆	☆	☆	☆	☆						
	道路管理用情報共有プラットフォーム		☆			☆						
	道路情報提供システム（関東地方整備局）					☆	☆					
	道路情報提供システム（近畿地方整備局）					☆	☆					
	道路情報提供システム（九州地方整備局）					☆	☆					
	道路情報提供システム（四国地方整備局）					☆	☆					
	道路情報提供システム（中国地方整備局）					☆	☆					
	道路情報提供システム（中部地方整備局）					☆	☆					
	道路情報提供システム（北海道開発局）					☆	☆					
国土地理院			○									
	GNSS（全球測位衛星システム）連続観測システム	☆	☆	☆								
	地震時地盤災害推計システム(SGDAS)		☆									
	防災地理情報整備・点検システム	☆					☆					

指定府省庁名	防災基本計画 災害関連情報システム名	共通対策編 第2章　災害応急対策										
		第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第6節	第7節	第8節	第9節	第10節	第11節
気象庁		○	○	○								
	CTBTO（包括的核実験禁止条約機関）データ変換装置	☆	☆	☆								
	アメダスデータ等統合処理システム	☆	☆	☆								
	異常天候情報作成装置	☆	☆	☆								
	雨量・レーダー情報コンテンツ作成装置	☆	☆	☆								
	火山灰情報提供システム	☆	☆	☆								
	火山監視・情報センターシステム	☆	☆	☆								
	気象レーダー観測処理システム	☆	☆	☆								
	気象資料総合処理システム	☆	☆	☆								
	気象資料提供システム	☆	☆	☆								
	気象庁ホームページ	☆	☆	☆								
	気象等災害調査システム		☆	☆								
	高層気象観測データ統合処理システム	☆	☆	☆								
	指定河川洪水予報システム	☆	☆	☆								
	数値解析予報システム	☆	☆	☆								
	地域地震情報センターデータ処理システム	☆	☆	☆								
	地震活動等総合監視システム	☆	☆	☆								
	潮位データ総合処理装置	☆	☆	☆								
	天気図解析システム	☆	☆	☆								
	都道府県洪水予報システム	☆	☆	☆								
	土砂災害警戒情報作成システム	☆	☆	☆								
	突風等短時間予測システム	☆	☆	☆								
	予報作業支援システム	☆	☆	☆								
海上保安庁		○	○	○	○	○	○	△	△	○		△
	ナブテックス（航行警報テレックス）システム	☆				☆						
	伊勢湾海上交通情報機構					☆						
	沿岸域情報提供システム					☆						
	海上保安業務システム	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆				
	瀬戸内海海上交通情報機構（関門海峡）					☆						
	瀬戸内海海上交通情報機構（大阪湾）					☆						
	瀬戸内海海上交通情報機構（備讃瀬戸）					☆						
	瀬戸内海海上交通情報機構（来島海峡）					☆						
	東京湾海上交通情報機構					☆						
環境省							△		○			
原子力規制委員会		△	○	○			○					
	緊急時対策支援システム		☆									
	緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム	☆	☆				☆					
	統合原子力防災ネットワークシステム		☆	☆			☆					
防衛省		△	○	△	○	○	○	○	△			○
	中央指揮システム		☆									
	統合気象システム		☆									
システム計（☆）		32	44	29	7	21	14	3	0	0	0	0

注(1) 各指定府省庁が、防災基本計画上、災害応急対策において取組の主体となる場合に「○」とし協力・連絡する相手となる場合に「△」としている。なお、各指定府省庁が取組の主体となる災害応急対策又は協力・連絡する相手となる業務を行う場合についても「○」又は「△」を付している。

注(2) 本図表中「☆」は、各指定府省庁の災害応急対策について各災害関連情報システムが対応するものを表していて、「システム計（☆）」欄の計数は、「☆」の合計数である。

ウ　標準化災害情報プロダクツの情報項目からみた災害関連情報システムのシステム取扱情報

前記のとおり、内閣府は、総防システムで登録・閲覧可能な主要な情報を15種類に分類して整理している一方、システム取扱情報は多岐にわたっており、標準化災害情報プロダクツでは、情報項目を3の大分類、20の中分類、63の小分類に整理している。そして、総防システムにおける情報の分類と、標準化災害情報プロダクツの情報項目の分類の対応関係をみると、図表1-6のとおり、標準化災害情報プロダクツの情報項目は、総防システムの15種類の情報を含みつつも、より詳細な情報項目に分類し、また、総防システムの情報以外の情報項目を追加したものとなっている。

図表1-6　総防システムの情報と標準化災害情報プロダクツにおける情報項目の分類との対応関係

総防システムの情報項目	標準化災害情報プロダクツに対応した情報項目等 小分類
1. 津波	(3)津波警報･注意報 (4)津波情報
2. 台風	(14)台風情報(現況) (15)台風経路図
3. 地震	(1)震源情報 (2)震度情報
4. 地震被害推計	(1)震源情報 (2)震度情報
5. 電力	(37)電力供給状況
6. ガス	(38)ガス供給状況
7. 水道	(39)水道供給状況
8. 電話回線	(41)固定電話状況 (42)携帯電話状況
9. 河川・ダム	(16)河川洪水情報 (18)浸水(内水氾濫)情報
	ダム・頭首工・雨量観測所における観測情報
10. 道路	(33)道路状況
11. 鉄道	(34)鉄道運行状況
12. 被害報	(22)死傷･行方不明者
	(25)住家被害状況 (26)非住家被害状況
	(47)避難勧告・指示 (48)避難所状況
	速報情報 外部取込情報、被災地写真 災害救助法適用状況 衛星画像等
13. 施設情報	(35)港湾施設状況 (36)空港施設状況
	(46)医療施設状況
	(49)物資拠点状況
14. 部隊派遣	(55)警察庁（広域緊急援助隊） (56)消防庁（緊急消防援助隊） (57)防衛省（自衛隊）
15. ヘリ位置	フライト軌跡

標準化災害情報プロダクツにおける情報項目				
大分類		中分類	小分類	
1	ハザード	地震	(1)	震源情報
			(2)	震度情報
		津波	(3)	津波警報･注意報
			(4)	津波情報
			(5)	津波浸水情報
		火山	(6)	噴火警報･予報
			(7)	噴火速報
			(8)	降灰予報
		気象	(9)	警報･注意報
			(10)	降水量(現況)
			(11)	降水短時間予報
			(12)	積算雨量
			(13)	積雪量
		台風	(14)	台風情報(現況)
			(15)	台風経路図
		洪水	(16)	河川洪水情報
			(17)	ため池情報
			(18)	浸水(内水氾濫)情報
		土砂災害	(19)	土砂災害警戒情報
			(20)	土砂災害警戒判定メッシュ
			(21)	土砂災害箇所
2	被害	人的被害状況	(22)	死傷･行方不明者
			(23)	孤立状況
			(24)	人の分布
		建物	(25)	住家被害状況
			(26)	非住家被害状況
		施設	(27)	庁舎状況
			(28)	文教施設状況
			(29)	河川･ダム施設状況
			(30)	農業施設状況
			(31)	産業施設状況
			(32)	燃料供給状況
		交通	(33)	道路状況
			(34)	鉄道運行状況
			(35)	港湾施設状況
			(36)	空港施設状況
		ライフライン	(37)	電力供給状況
			(38)	ガス供給状況
			(39)	水道供給状況
			(40)	下水道状況
		通信	(41)	固定電話状況
			(42)	携帯電話状況
			(43)	インターネットアクセス状況
		写真・映像	(44)	定点カメラ
			(45)	空撮写真・映像
3	対応	医療	(46)	医療施設状況
		避難	(47)	避難勧告・指示
			(48)	避難所状況
		物資	(49)	物資拠点状況
			(50)	物資要請状況
			(51)	物資調達状況
		廃棄物	(52)	清掃施設状況
			(53)	廃棄物発生状況
		派遣	(54)	医療活動
			(55)	警察庁（広域緊急援助隊）
			(56)	消防庁（緊急消防援助隊）
			(57)	防衛省（自衛隊）
			(58)	国土交通省（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）
			(59)	地方自治体
			(60)	災害ボランティア
		生活再建支援	(61)	被害認定状況
			(62)	罹災証明書発行状況
			(63)	仮設住宅供給状況

注(1) 標準化災害情報プロダクツの小分類による情報項目で、総防システムとの対応がない情報項目を網掛けしている。

注(2) 矢印のないものは標準化災害情報プロダクツに該当しない情報項目である。以下、本報告書においては、「その他」として整理している。

注(3) 被害報は、防災基本計画に基づき各指定府省庁が被害状況の情報等を取りまとめて官邸（内閣官房）及び内閣府に報告するものである。

標準化災害情報プロダクツは、防災業務の実施に当たり各指定府省庁が災害関連情報システムを利用して横断的に共有すべき情報等についてのより詳細な目安になると考えられる。

そして、67システムのシステム取扱情報について、現在検討が進められている標準化災害情報プロダクツで示されている情報項目等の64の小分類等へ該当させてみると、図表1-7のとおり、延べ436件となっていた（各災害関連情報システムの小分類等への該当状況の一覧については別表2参照）。そして、当該436件を大分類ごとに整理すると「ハザード」に関する情報は延べ246件、「被害」に関する情報は延べ96件、「対応」に関する情報は延べ41件等となっていた。

前記のとおり、標準化災害情報プロダクツは災害対策における情報の重要性を示す資料として災害情報ハブ推進チームに提出されたものであるが、その情報項目等は、必ずしも災害関連情報システムで取り扱われているものばかりではなかった。

また、上記の436件が各災害関連情報システムにどのような方法で登録されるかを大分類ごとにみたところ、図表1-7のとおり、「ハザード」では自動入力されることになっているのが206件（83.7%）となっているのに対して、手入力することになっているのが40件（16.2%）となっていた。一方、「被害」では自動入力されることになっているものが28件（29.1%）、手入力することになっているのが72件（75.0%）と、「対応」では自動入力されることになっているのが6件（14.6%）、手入力することになっているのが38件（92.6%）などとなっていて、「被害」及び「対応」に関する情報の登録方法は自動入力されることになっているものが少なくなっている状況となっていた（各災害関連情報システムの登録方法の一覧については別表2参照）。

「被害」及び「対応」に関する情報は、災害の発生現場の行政機関である地方公共団体が把握することとなり、地方公共団体は自らが整備した情報システムにより、当該情報を収集するなどしている。しかし、前記のとおり、各災害関連情報システムでは、「被害」及び「対応」に関する情報の登録方法は手入力することになっているものが多かった。各指定府省庁は、地方公共団体から上記の情報を収集するに当たり、電話、ファクシミリ、メール等を利用している状況となっていた。

このように、現在手入力が必要となるシステム取扱情報の中には、既に地方公共団体が情報システムにより収集しているものがあり、これを自動入力とすることに

より、事務の効率化につながると思料されることから、各指定府省庁は、「被害」及び「対応」に関する情報について、自動入力とすることの必要性につき検討する余地があると思料される。

図表1-7　システム取扱情報の各災害関連情報システムへの登録方法

（単位：件）

大分類 注(1)	小分類数 注(1)	システム取扱情報	登録方法	
			情報連携による自動入力	手入力
ハザード	21	246	206	40
			83.7%	16.2%
被害	24	96	28	72
			29.1%	75.0%
対応	18	41	6	38
			14.6%	92.6%
その他	1	53	37	17
			69.8%	32.0%
計	64	436	277	167
			63.5%	38.3%

注(1) 標準化災害情報プロダクツで示されている情報項目の63の小分類のいずれにも当てはまらないと認められたシステム取扱情報については「その他」として分類した。
注(2) 複数回答としているため、自動入力と手入力の数字を集計してもシステム取扱情報の数字とは一致しないものがある。

(2) 各災害関連情報システムによる災害関連情報の共有状況等

ア　総防システムによる災害関連情報の共有状況等

(ｱ) 総防システムによる災害関連情報の収集状況

a　各指定府省庁及び指定公共機関の情報システムから総防システムへの情報連携の状況

前記のとおり、内閣府は、「行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映状況について」において「機能拡張項目を整理し、他機関との連携・共有に重点化を図るなど、事業内容の見直しを行った」としている。総防システムにおいては、各指定府省庁及び指定公共機関がそれぞれが保有している災害関連情報システム等と総防システムが情報連携を行えば、手入力の必要なく災害関連情報が総防システムに自動入力され、総防システムで当該災害関連情報を閲覧等することができる仕様となっている。

そこで、29年9月時点で、総防システムが自動入力を受けている災害関連情報について、総防システムの15情報項目（図表2-2参照）でみたところ、「津波」「台風」「地震」「電力」「ガス」「河川・ダム」及び「部隊派遣」の7項目については、災害関連情報の全部又は一部が自動入力されていた。一方で、「水道」「電話回線」「道路」「鉄道」「被害報」及び「施設情報」の6項目については、自動入力が全く行われておらず、全て中央防災無線網と接続可能な端末（以下「防災端末」という。）等を利用して手入力をすることになっていた。なお、「地震被害推計」は、地震に関する情報から総防システムが生成する情報であり、「ヘリ位置」は、総防システムが災害関連情報システムではない内閣府のヘリ位置・映像伝送処理装置から取得する情報となっている。

そして、上記の7項目で、総防システムが総防システム以外の災害関連情報システムと情報連携を行い、災害関連情報の自動入力を受けている情報システムについてみたところ、図表2-1のとおり、4省庁の災害関連情報システム4システム及び指定公共機関9社が保有する情報システム9システムとなっていた。

図表2-1　総防システムと総防システム以外の災害関連情報システムの情報連携の状況

分類	機関名	災害関連情報システム等の名称等	総防システムの15情報項目	情報連携開始年度
指定府省庁	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム	9. 河川・ダム	平成23
指定府省庁	国土交通省	統一河川情報システム	9. 河川・ダム	19
指定府省庁	気象庁	気象資料総合処理システム	1. 津波 2. 台風 3. 地震	17
指定府省庁	防衛省	中央指揮システム	14. 部隊派遣	23
指定公共機関	東京電力ホールディングス株式会社	停電情報のシステム	5. 電力	14
指定公共機関	東北電力株式会社	停電情報のシステム	5. 電力	24
指定公共機関	北陸電力株式会社	停電情報のシステム	5. 電力	28
指定公共機関	関西電力株式会社	停電情報のシステム	5. 電力	20
指定公共機関	中国電力株式会社	停電情報のシステム	5. 電力	20
指定公共機関	四国電力株式会社	停電情報のシステム	5. 電力	21
指定公共機関	九州電力株式会社	停電情報のシステム	5. 電力	20
指定公共機関	沖縄電力株式会社	停電情報のシステム	5. 電力	23
指定公共機関	東京瓦斯株式会社	超高密度リアルタイム地震防災システム	6. ガス	14

（注）気象庁の気象資料総合処理システムは、気象庁の有するアメダスデータ等統合処理システム等複数の災害関連情報システムと情報連携の上、総防システムにデータを自動入力している。

また、自動入力が行われていた前記7項目のうち、一部の情報について手入力が必要となる「電力」「ガス」及び「部隊派遣」の3項目に係る災害関連情報システム等の状況についてみたところ、次のような状況となっていた。

(a) 「電力」に係る情報連携の状況

「電力」については、旧一般電気事業者のうち8社が総防システムと情報連携を行い、自動入力していた一方、北海道電力株式会社及び中部電力株式会社は情報連携が行われておらず、手入力をすることになっていた。

このことについて、内閣府は、両社については、接続の仕様の調整や費用負担の関係から協議が進展していないこと、より効率的な情報収集手段の検討を行っていることなどが、情報連携に向けた検討が進んでいない要因であるとしている。

(b) 「ガス」に係る情報連携の状況

「ガス」については、東京瓦斯株式会社が総防システムと情報連携を行い、自動入力をしていた一方、指定公共機関に指定されている他のガス事業者は情報連携が行われておらず、手入力をすることになっていた。

このことについて、内閣府は、より効率的な情報収集手段の検討を行っていることなどが情報連携に向けた検討が進んでいない要因であるとしている。

しかし、全国のガス事業者の情報については、経済産業省が整備しているガス防災支援システムに集約されていることから、内閣府は、同システムと総防システムの情報連携を行い、総防システムで必要とする災害関連情報を自動入力させることなどを検討する必要があると考えられる。

(c) 「部隊派遣」に係る情報連携の状況

「部隊派遣」については、最適化計画によれば、災害派遣医療チームの活動状況、避難所の状況等を扱う厚生労働省の広域災害・救急医療情報システムについて総防システムと情報連携を行うことが計画されていた。また、内閣府が22年に作成した総防システムに係る調達仕様書では、将来的な計画として緊急消防援助隊の活動状況等を扱う消防庁の緊急消防援助隊動態情報システムについて総防システムと情報連携を行うことにしていた。しかし、両システムと総防システムとの情報連携に向けた検討は進捗しておらず、手入力をすることになっていた。

このことについて、内閣府は、両システムとの情報連携の仕様の協議が進展していないこと、より効率的な情報収集手段の検討を行っていることなどが情報連携に向けた検討が進んでいない要因であるとしている。

b　各指定府省庁における総防システムへの災害関連情報の手入力の状況

災害関連情報を総防システムに手入力する場合、各指定府省庁が内閣府から配布されたアカウントを利用して総防システムにログインして、当該情報を入力することとなっている。

上記手入力の状況について調査したところ、各指定府省庁の職員が総防システムへ災害関連情報を手入力する運用になっておらず、内閣府の職員が各指定府省庁及び地方公共団体から書面により定期的に報告を受けたり、ホームページ等で公表されていたり、自ら電話等で収集したりした災害関連情報について、総防システムにログインしてそれぞれ手入力する運用になっていた。

このことについて、内閣府は、内閣府以外の各指定府省庁の職員が総防システムに災害関連情報を手入力することにすると、当該各指定府省庁の災害応急対策の実施に支障を生ずるおそれがあることが理由であるとしている。

そして、26年12月から28年12月までの期間において15情報項目ごとの入力方法と入力して登録された回数を、総防システムのアクセスログにより分析したところ、図表2-2のとおり、手入力のみで入力を行い登録する6項目の登録回数については、内閣府が総防システムで登録・閲覧可能な主要な情報として整理している災害関連情報であるにもかかわらず、「電話回線」及び「鉄道」についての登録はなく、「被害報」を除いた3項目についても限定的なものとなっていた。

図表2-2　総防システムの15情報項目の登録回数

（単位：回）

NO.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
項目		津波	台風	地震	地震被害推計	電力	ガス	水道	電話回線	河川・ダム	道路	鉄道	被害報	施設情報	部隊派遣	ヘリ位置	
情報連携による自動入力		○	○	○	○	○	○			○					○	○	
手入力						○	○	○	○		○	○	○	○	○		
平成26年	12月	0	104	163	8	136	19	0	0	1,487	0	0	16	8	0	51	1,992
27年	1月	8	37	148	7	26	26	0	0	1,405	0	0	0	0	0	7	1,664
	2月	7	33	154	10	92	5	0	0	1,344	0	0	5	0	0	35	1,685
	3月	6	80	146	4	171	20	0	0	1,424	0	0	2	2	0	33	1,888
	4月	13	53	135	6	129	5	0	0	1,377	0	0	4	0	0	56	1,778
	5月	13	192	170	12	94	62	0	0	1,489	0	0	51	0	0	107	2,190
	6月	0	32	158	10	121	23	0	0	1,440	0	0	118	2	0	89	1,993
	7月	13	471	148	9	223	28	0	0	1,488	0	0	19	6	1	46	2,452
	8月	0	370	168	9	278	30	0	0	1,408	0	0	13	1	0	83	2,360
	9月	17	263	139	5	110	101	0	0	1,281	1	0	32	2	0	90	2,041
	10月	12	233	179	13	60	8	1	0	1,488	0	0	8	0	0	81	2,083
	11月	6	69	175	10	38	0	0	0	1,438	3	0	7	3	2	37	1,788
	12月	0	47	172	2	29	4	0	0	1,488	0	0	1	3	0	6	1,752
28年	1月	7	0	162	7	296	25	4	0	854	1	0	14	1	2	2	1,375
	2月	5	0	139	7	37	66	1	0	1,107	0	0	7	0	0	10	1,379
	3月	3	0	132	2	409	10	0	0	1,479	0	0	12	0	0	13	2,060
	4月	4	0	597	105	1,094	0	9	0	1,387	7	0	70	23	3	9	3,308
	5月	2	0	652	11	1,256	71	0	0	744	0	0	79	1	0	21	2,837
	6月	8	0	362	10	772	8	0	0	1,423	0	0	45	3	0	12	2,643
	7月	0	92	281	6	800	41	0	0	1,487	3	0	21	4	0	7	2,742
	8月	0	346	233	5	572	4	0	0	1,488	0	0	26	0	0	23	2,697
	9月	9	343	210	6	449	7	0	0	1,373	0	0	10	0	0	95	2,502
	10月	10	260	438	13	175	4	0	0	1,487	0	0	3	0	0	6	2,396
	11月	25	80	322	11	101	21	0	0	1,439	0	0	15	0	0	43	2,057
	12月	2	49	290	7	37	19	0	0	1,485	0	0	0	0	0	17	1,906
計		170	3,154	5,873	295	7,505	607	15	0	34,310	15	0	578	59	8	979	53,568

（注）平成28年4月及び5月は平成28年熊本地震の際の災害応急対策等の実施期間である。

また、平成28年熊本地震の際の災害応急対策等の実施期間である28年4月及び5月の災害関連情報の登録状況を情報項目別にみたところ、次のような状況となっていた。

(a)　「ガス」に係る災害関連情報の登録状況

登録方法がガス事業者による自動入力又は手入力となっている「ガス」についてみたところ、28年5月に登録された71件は全て平成28年熊本地震とは関連のない東京瓦斯株式会社から総防システムに自動入力されたものとなって

いた。28年4月には平成28年熊本地震により熊本県内において都市ガスの供給が停止されていた地域があったにもかかわらず、総防システムへの手入力が必要となる九州地方のガスの情報については、全く登録されていなかった。

(b) 「道路」に係る災害関連情報の登録状況

登録方法が手入力となっている「道路」についてみたところ、28年4月に登録された7回のうちの3回については訓練を行った際に登録されたものであり、平成28年熊本地震に係る災害関連情報ではなかった。また、残る4回の登録については平成28年熊本地震に係る災害関連情報ではあったが、登録された災害関連情報である国道、県道等の道路被災箇所についてみたところ、4月15日及び16日の2日間に計4回の手入力により、最大で10か所の被災箇所を登録したものであった。そして、4月17日以降は手入力が行われず、登録された被災箇所は更新されていなかった。このことについて、内閣府は、限られた人員で優先度の高い災害関連情報から手入力をしていることが理由であるとしている。

一方、国土交通省は、被害状況の全体像の把握と、的確な意思決定の支援を行うために統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）を整備し、運用している。そして、平成28年熊本地震に係る道路の被災箇所の同システムへの登録状況をみたところ、同省は4月16日から5月31日までに計42回の手入力により、最大で96か所の被災箇所を登録していた。しかし、同システムは総防システムとの情報連携を行っていないため、同省が把握した上記災害関連情報の大部分は総防システムに入力されておらず、総防システムに登録された平成28年熊本地震に係る道路被災箇所の情報は限られたものとなっていた。

このように、災害関連情報のうち、手入力により総防システムへ登録を行う情報項目について、実際に登録されていたのは、総防システムへ入力することが可能な災害関連情報の一部のみとなっていた。

c 地方公共団体の情報システムと総防システムの情報連携の状況

災害時における被害に関する情報は、災害の発生現場の行政機関である地方公共団体が最初に把握することになる。そして、基本方針では、防災ＰＦを構築することにより地方公共団体の国に対する報告作業に係る負担の軽減等を図るなどとされており、地方公共団体の情報システムが総防システムと情報連携

を行い、災害関連情報が自動入力されるようになれば、効率的な情報収集が可能となる。

そこで、総防システムと地方公共団体の情報システムの情報連携の状況についてみたところ、内閣府は、総防システムを設計するに当たって、総防システムと接続するための中央防災無線網が整備されていないことから、地方公共団体については、総防システムと接続することを想定していなかったとしている。

内閣府は、25年1月に都道府県が整備する情報システムとの情報連携を行うために、都道府県と協議した上で、同年3月に「防災情報の共有に向けた取組について」（平成25年3月内閣府（防災担当）事業推進担当通知）を発して、都道府県の情報システムと総防システムとの情報連携の取組に関する説明及び周知を行っている。しかし、29年9月の時点では、情報連携のための仕様は試案の段階にとどまり、地方公共団体の情報システムと総防システムとは情報連携が行われていない。

(ｲ) 総防システムに登録された災害関連情報の各指定府省庁等への共有状況等

a 総防システムから総防システム以外の災害関連情報システムへの災害関連情報の自動入力の状況

前記のとおり、総防システムは、総防システム以外の災害関連情報システムと情報連携を行えば、登録した災害関連情報が総防システム以外の災害関連情報システムに自動入力されて、当該災害関連情報システムで閲覧することができるようになる機能を有している。当該機能は、当初、防衛省の中央指揮システムを対象として整備されたが、内閣府が作成した22年の総防システムに係る調達仕様書では、将来的に当該機能の対象となる災害関連情報システムが増えた場合であっても、柔軟に拡張できるように留意して整備することとなっていた。

そこで、上記の機能により、総防システムが総防システム以外の災害関連情報システムへ災害関連情報の自動入力を行っているかについてみたところ、29年9月時点で、防衛省の中央指揮システムのほかに当該機能を利用している災害関連情報システムはなかった。そして、当該機能を総防システムが有していることを内閣府以外の23省庁が把握しているか確認したところ、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働

省、気象庁、環境省及び原子力規制委員会の計12省庁は当該機能を有していることを把握していなかった。

b　総防システムに登録された災害関連情報の各指定府省庁の職員による閲覧状況

前記のとおり、総防システムは、中央防災無線網に接続されており、各指定府省庁の職員は、内閣府から配布された防災端末を用いたり、政府共通ネットワークに接続した事務用端末を用いたりして総防システムにログインすることにより、総防システムに登録された災害関連情報の閲覧等を行うことができる仕様になっている。

そこで、内閣府以外の23省庁の防災端末の配備状況をみたところ、図表2-3のとおり、多くて2台となっており、2省庁は、指定行政機関とされているのに、防災端末の配布を受けていなかった。このため、内閣府以外の各指定府省庁では防災端末によって総防システムを利用できる職員が限られている状況となっていた。

さらに、26年4月から28年12月までの総防システムのアクセスログを分析したところ、防災端末により接続したことがあったのは、図表2-3のとおり、6省庁のみとなっていて、15省庁は接続したことが一度もなかった。

図表2-3　防災端末の配備状況及び防災端末からのログイン回数

（平成26年4月～28年12月）

（単位：台、回）

指定府省庁名	国家公安委員会	警察庁	金融庁	消費者庁	総務省	消防庁	法務省	外務省	財務省	文部科学省	文化庁	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	資源エネルギー庁	中小企業庁	国土交通省	国土地理院	気象庁	海上保安庁	環境省	原子力規制委員会	防衛省	計
台数（平成29年9月末現在）	2		0	0	1	1	1	1	1	2		1	2	1			2		1	1	1	1	2	21
ログイン回数	0		／	／	0	20	0	0	0	0		0	0	0			7	0	0	2	2	1	2	34

総防システムは、前記のとおり、政府共通ネットワークを通じて接続することも可能な仕様となっている。この設定により、各指定府省庁の職員が使用す

る一般の事務用端末から総防システムに接続することが可能となり、多くの職員が災害関連情報を閲覧して共有できることになる。

しかし、26年4月から28年12月までの総防システムのアクセスログを分析したところ、一般の事務用端末から政府共通ネットワークを通じて接続したことがあったのは6省庁のみとなっていて、17省庁は接続したことが一度もなかった。

図表2-4　一般の事務用端末からの総防システムへのログイン回数

（平成26年4月～28年12月）

（単位：回）

指定府省庁名	国家公安委員会	警察庁	金融庁	消費者庁	総務省	消防庁	法務省	外務省	財務省	文部科学省	文化庁	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	資源エネルギー庁	中小企業庁	国土交通省、国土地理院	気象庁	海上保安庁	環境省	原子力規制委員会	防衛省	計
ログイン回数	0		0	0	38		4	0	0	0		0	56	0			100	0	0	0	0	0	198

防災端末による総防システムへのログイン回数は、図表2-3のとおり、23省庁を合わせても34回、また、図表2-4のとおり、一般の事務用端末からの総防システムへのログイン回数についても198回となっており、ログイン回数は少ないものとなっていた。

また、総防システムにログインした実績のあった10省庁がログインした時期についてみたところ、平成28年熊本地震の災害応急対策の実施期間であった28年4月及び5月にログインした回数は、計12回にすぎなかった。

このように、内閣府以外の各省庁による総防システムに登録された災害関連情報の閲覧等の回数は低調となっていたことから、その理由を各指定府省庁に確認したところ、図表2-5のとおり、「アクセス可能な端末が少ないため、利用者が限られる」、「各府省庁、都道府県の被害報と同じ情報しかなく、被害報を見れば足りる」などの回答となっていた。

図表2-5　総防システムの利用が低調である理由（複数回答）

理由	省庁数
アクセス可能な端末が少ないため、利用者が限られるため	9
各府省庁、都道府県の被害報と同じ情報しかなく、被害報を見れば足りるため	8
総防システムの動作が緩慢で使いづらいため	6
システムの使用方法が分からないため	2
総防システム用の端末がないため	2
その他	9

c　総防システムに登録された災害関連情報の地方公共団体、一般国民への提供状況

前記のとおり、総防システムは、中央防災無線網と接続する仕様になっているため、同無線網が整備されていない地方公共団体、一般国民等が総防システムに登録された災害関連情報を閲覧することができない状況となっていた。そこで、上記機関等への当該災害関連情報の提供状況についてみたところ、事例2のとおり内閣府が、25、26両年度に、インターネット経由で総防システムに登録された災害関連情報を閲覧できるよう防災情報外部配信機能を整備していたのに、総防システムに登録された災害関連情報をインターネットから閲覧できるようにしていなかった事態が見受けられた。

＜事例2＞総防システムに登録された災害関連情報をインターネット経由により閲覧できる外部配信機能を整備していたのに、当該災害関連情報を閲覧できるようにしていなかったもの

「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成25年6月閣議決定）において、総防システムについては、インターネットを通じた情報提供を実現することにより、迅速に誰もが災害関連情報を利活用できるようにすることとされている。

これを踏まえ、内閣府は、中央防災無線網が整備されていない地方公共団体、一般国民等が総防システムに入力された災害関連情報を閲覧可能とすることを目的として、平成26年1月に総防システムに登録されている情報のうち一部を防災情報外部配信ポータルに転送するなどの防災情報外部配信機能（図表参照）を総防システムに追加して、同年7月から運用している。

しかし、同府は、インターネットから災害関連情報を閲覧できるようにしていなかった。

防災情報外部配信機能は、災害関連情報を公開するために整備したものであり、インター

ネットを利用するなどした的確で効果的な住民等への情報提供は、基本方針において防災情報を共有する主な施策と位置付けられていることから、公開すべきであったと認められる。

なお、内閣府は、会計検査院の検査を踏まえ、配信する情報の精査や運用方針等の検討を行い、29年12月にインターネットから閲覧できるようにしている。

図表　総防システムの防災情報外部配信機能の概要

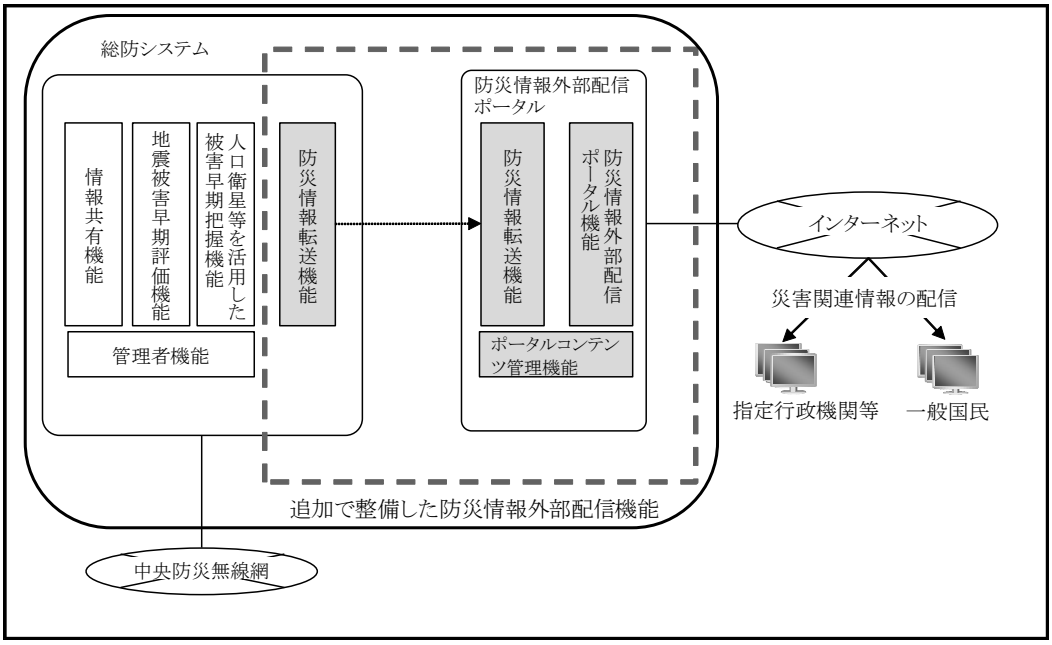

（注）　内閣府の総合防災情報システム防災情報外部配信機能構築業務仕様書を基に作成した。

上記のとおり、システム取扱情報のうち、総防システムへ自動入力が行われているものについては、各指定府省庁が情報共有することができるようになっているものの、手入力が必要となる情報については、内閣府が情報共有の必要があるとしている災害関連情報であっても登録が低調となっていたり、地方公共団体の情報システムと接続していないため、登録することができなかったりなどしていた。

また、総防システムから総防システム以外の災害関連情報システムや各指定府省庁の職員、地方公共団体、一般国民等に対しての情報提供については、総防システム以外の災害関連情報システムからの自動入力による情報共有の機能が12省庁で把握されていなかったり、11省庁からのログインが低調となっていたり、一般国民等への情報提供機能を整備していたのに、この機能を制限していたりなどしていた。

このように、総防システムを利用した情報共有は改善の余地がある状況となっていたことから、内閣府においては、総防システムと総防システム以外の災害関連情報システム等とで共有すべき災害関連情報の内容やその情報共有方法等について各指定府省庁との間で検討する必要がある。

イ　総防システム以外の災害関連情報システム間の情報連携の状況等

(ｱ) 各指定府省庁が他府省庁からの提供を必要とする災害関連情報等

前記のとおり、横断的に共有すべき情報等については、総防システムで登録・閲覧可能な15情報項目より詳細な目安となると考えられる標準化災害情報プロダクツが提示されている。

そこで、防災基本計画及び各指定府省庁の防災業務計画に定める各指定府省庁の防災業務において、各指定府省庁が他府省庁からの提供を必要と考えている災害関連情報等の情報はどのようなものがあるかについて、会計検査院が標準化災害情報プロダクツにおいて示された分類に基づいて調査したところ、図表2-6のとおり、災害関連情報システムによる提供が全くされていない「被害」のうちの「施設」「交通」「通信」や「対応」のうちの「医療」「物資」に係る情報等、他府省庁から既に提供を受けている災害関連情報等の情報のほかにも、提供が必要であると回答した情報が多くあった。

このように、各指定府省庁が他府省庁から現に提供を受けていない情報の中にも、各指定府省庁において提供を必要と考えている情報が多いことから、各指定府省庁が収集している情報の項目について、指定府省庁間で把握した上で、その情報を各指定府省庁が共有することの要否を個別に検討する必要がある。

図表2-6　各指定府省庁が他府省庁からの提供を必要であると回答等した情報

情報項目 / 指定府省庁名	ハザード							被害							対応						小計（○）	小計（●）	計
	地震	津波	火山	気象	台風	洪水	土砂災害	人的被害状況	建物	施設	交通	ライフライン	通信	写真・映像	医療	避難	物資	廃棄物	派遣	生活再建支援			
内閣府	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	●	●	●	○	●	●	○	●	10	10	20
国家公安委員会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		●			●		0	14	14
警察庁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		●			●		0	14	14
金融庁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	20	20
消費者庁	●	●	●	●	●	●	●						●				●				0	9	9
総務省	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●					0	14	14
消防庁	○	○	○	○	○	○	○	●						●					●		7	3	10
法務省	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	20	20
外務省	●							●									●				0	3	3
財務省	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	20	20
文部科学省	●	●	●	●	●	●	●														0	7	7
文化庁	●	●	●	●	●	●	●														0	7	7
厚生労働省	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	20	20
農林水産省	●	●	●	●	●	●	●			●	●		●	●		●	●		●	●	0	15	15
経済産業省	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	0	19	19
資源エネルギー庁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	0	19	19
中小企業庁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						●	0	15	15
国土交通省	○	○	●	○	●	○		●	●	●		●	●	○	●	●	●	●	●	●	5	13	18
国土地理院	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	18	18
気象庁								●	●	●	●	●	●	●		●			●		0	9	9
海上保安庁	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		4	14	18
環境省	●	●	●	●	●	●	●														0	7	7
原子力規制委員会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		0	19	19
防衛省	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○		11	8	19
小計（○）	5	5	4	5	3	4	3	1	1	0	0	2	0	1	0	1	0	0	2	0	37		
小計（●）	18	17	18	17	19	18	17	18	16	18	16	13	16	18	12	16	15	9	15	11		317	
計	23	22	22	22	22	22	20	19	17	18	16	15	16	19	12	17	15	9	17	11			354

（注）各指定府省庁が他府省庁からの提供を必要であると回答した情報項目に「●」を付している。
また、各指定府省庁が他府省庁から災害関連情報システムにより既に提供を受けている情報項目には「○」を付している。

(ｲ) 総防システム以外の災害関連情報システムの情報連携先機関の状況

前記のとおり、情報の共有化が求められている一方で、総防システムと総防システム以外の災害関連情報システムとの間で情報連携が行われておらず、災害関連情報の自動入力が行われていない情報項目があった。

そこで、総防システム以外の災害関連情報システム66システムにおいて、他の総防システム以外の災害関連情報システム等との情報連携の状況をみたところ、39システムにおいて、情報連携が行われていた。

情報連携が行われていた39システムについて、情報連携先となる災害関連情報

システム等を保有している各機関別にみると、同一指定府省庁内における他の部署の災害関連情報システム等と情報連携が行われているものが29システム、他府省庁の災害関連情報システム等と情報連携を行っているものが13システム、都道府県の情報システムと情報連携を行っているものが10システム、指定公共機関等のその他の機関の情報システムと情報連携を行っているものが8システムとなっていた（図表2-7参照。66システムごとの情報連携先の一覧については別表3参照）。

図表2-7　総防システム以外の災害関連情報システムの情報連携先

区　　分		情報連携を行っている総防システム以外の災害関連情報システム数
情報連携を行っている総防システム以外の災害関連情報システム(注)		39
機関の情報連携先	同一指定府省庁内における他の部署	29
	他府省庁	13
	都道府県	10
	指定公共機関等のその他の機関	8

（注）複数の情報連携先と情報連携を行っている総防システム以外の災害関連情報システムがあるため、情報連携先の機関ごとのシステム数を合計しても39にはならない。

(ｳ) 総防システム以外の災害関連情報システム等間の情報連携の状況

同一指定府省庁内の他の部署の災害関連情報システム等との情報連携を行っている29システム及び他府省庁の災害関連情報システム等と情報連携を行っている13システムの延べ42システム（重複分を除くと34システム）について、情報連携が行われているシステム取扱情報がどのような内容となっているかを、横断的に共有すべき情報等についてのより詳細な目安となると考えられる標準化災害情報プロダクツによる情報項目の分類に沿ってみたところ、図表2-8のとおり、「気象」や「地震」等の「ハザード」に関するシステム取扱情報について情報連携を行っているシステムが最も多く、26システムとなっていた（42システムごとの情報項目の一覧については別表3参照）。

「ハザード」に関するシステム取扱情報について多数の総防システム以外の災害関連情報システムで情報連携が行われている理由は、センサー等の観測機器か

ら自動的に収集したシステム取扱情報が対象となっており、災害時においても手入力の手間を要しない仕組みとなっているものが多いことによると思料される。

一方、「被害」に関するシステム取扱情報について、情報連携を行っている総防システム以外の災害関連情報システムは、1システムとなっており、「対応」に関するシステム取扱情報については、情報連携が行われているものはなかった。これらのシステム取扱情報の共有は、電話、ファクシミリ、メール等の手段によるものが主流となっていた。

図表2-8　総防システム以外の災害関連情報システム等間の情報連携の状況

情報項目	ハザード							被害							対応						その他
	地震	津波	火山	気象	台風	洪水	土砂災害	人的被害状況	建物	施設	交通	ライフライン	通信	写真・映像	医療	避難	物資	廃棄物	派遣	生活再建支援	
情報連携を行っているシステム数	12	10	11	21	5	11	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10
計	26							1							0						10

（注）複数の情報項目について情報連携を行っている総防システム以外の災害関連情報システムがあるため、計は一致しない。

(ｴ) 総防システム以外の災害関連情報システムと都道府県の情報システムとの情報連携の状況

災害時における被害に関する情報は、災害の発生現場の行政機関である地方公共団体が最初に把握することとなっている。このため、地方公共団体の情報システムが総防システム以外の災害関連情報システムと情報連携されるようになれば、効率的な情報収集が可能となる。

そこで、都道府県の情報システムとの情報連携を行っている10システムに係るシステム取扱情報がどのような内容のものかを、横断的に共有すべき情報についてのより詳細な目安となると考えられる標準化災害情報プロダクツによる情報項目の分類に沿ってみたところ、図表2-9のとおり、半数以上が「ハザード」に関する情報となっていた（10システムごとの情報項目の一覧については別表3参照）。

図表2-9　総防システム以外の災害関連情報システムと都道府県の情報システムとの情報連携の状況

情報項目	ハザード							被害							対応						その他
	地震	津波	火山	気象	台風	洪水	土砂災害	人的被害状況	建物	施設	交通	ライフライン	通信	写真・映像	医療	避難	物資	廃棄物	派遣	生活再建支援	
情報連携を行っているシステム数	2	1	2	2	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
計	6							0							1						3

(注) 複数の情報項目について、情報連携を行っている総防システム以外の災害関連情報システムがあるため、計は一致しないものがある。

一方、平成28年熊本地震の際の状況をみると、複数の指定府省庁が熊本県に対して、同種と考えられる災害関連情報を指定府省庁ごとに別の様式による報告を求めていたり、災害関連情報の収集のための電話による問合せが多数行われていたりしていて、同県がこれらの対応に労力を要している事態が発生していた。さらに、調査した14道県のうちの12道県においては、災害関連情報を集約する独自の情報システムを保有していたが、それらの一部において、災害時における各指定府省庁への報告の際には、当該地方公共団体の情報システムに登録された災害関連情報を各指定府省庁が定める報告様式に手作業によって転記したり、当該情報システムが各指定府省庁の定める報告様式に対応して自動的に作成していても当該報告様式を紙媒体で印刷したりするなどした上で、これらの報告をファクシミリやメールで送信する作業を要する事態が発生していた。

このような事態が今後も継続すると、災害時に災害関連情報の集約等が迅速かつ効果的に行われないおそれや、都道府県の災害応急対策に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ｵ) 総防システム以外の災害関連情報システムと指定公共機関等との情報連携の状況

災害関連情報は、指定府省庁や地方公共団体だけではなく、指定公共機関等の各機関も収集し、保有している。

これら各機関が保有する情報システムとの情報連携が行われている8システムについて、その具体的な情報連携先をみたところ、独立行政法人等8法人、一般財団

法人2法人、特定非営利活動法人1法人、日本放送協会、放送事業者等の民間事業者58法人の計70法人となっていた。

そして、当該8システムに係る災害関連情報がどのような内容のものかを、横断的に共有すべき情報等についてのより詳細な目安となると考えられる標準化災害情報プロダクツによる情報項目の分類に沿ってみたところ、図表2-10のとおり、4システムが「ハザード」に関する情報となっていた（8システムごとの情報項目の一覧については別表3参照）。

図表2-10　総防システム以外の災害関連情報システムと指定公共機関等との情報連携の状況

情報項目	ハザード							被害							対応						その他
	地震	津波	火山	気象	台風	洪水	土砂災害	人的被害状況	建物	施設	交通	ライフライン	通信	写真・映像	医療	避難	物資	廃棄物	派遣	生活再建支援	
情報連携を行っているシステム数	3	2	1	1	1	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
計	4							2							1						2

（注）複数の情報項目について、情報連携を行っている総防システム以外の災害関連情報システムがあるため、計は一致しないものがある。

このように、各指定府省庁間、各指定府省庁と都道府県との間及び各指定府省庁と指定公共機関等との間の情報共有に当たって、総防システム以外の災害関連情報システムとの情報連携により情報共有が行われている災害関連情報は一部に限られており、各指定府省庁が必要とする災害関連情報の収集には、電話、ファクシミリ、メール等が多く利用されている。災害時の連絡手段として電話、ファクシミリ、メール等の有用性、重要性が認められる一方、災害関連情報システムの情報連携が行われるようになれば、当該収集に対する各機関の負担軽減にもつながると思料されることから、各指定府省庁は各災害関連情報システムの情報連携の必要性について、更に検討する必要があると考えられる。

ウ　災害関連情報システムに登録された災害関連情報の公開状況等

(ｱ) 災害関連情報システムに登録された災害関連情報の公開状況

前記のとおり、総防システムへの災害関連情報の情報連携による自動入力が可能な情報項目が一部にとどまっていたり、総防システムから他の災害関連情報システムへの自動入力が1システムに限られていたり、各省庁の職員による閲覧回数が低調となっていたりしていた。このような状況を踏まえると、情報連携等によるのではなく、災害関連情報システムに登録された災害関連情報を公開することも災害関連情報の共有方法として重要であると考えられる。

そこで、災害関連情報システムに登録された災害関連情報の公開状況について、各災害関連情報システム単位でみたところ、図表2-11のとおり、29年9月時点で、67システムのうち39システムにおいて、システム取扱情報の全部又は一部について公開されており、このうちの37システムにおいてはホームページ等により広く一般に公開されていた。

図表2-11　災害関連情報システムにおけるシステム取扱情報の公開状況

公開状況	既に幾つかの情報について公開中	公開予定	平成29年9月末では公開していないが、将来的に情報公開を行うことが可能か検討中	29年9月末では公開は行っておらず、公開予定なし
システム数	39	1	4	23

公開方法			公開しているデータ形式				二次利用が可能である旨を記載した利用ルール	
HP等で広く一般に公開	府省庁及び地方公共団体に対して公開	その他	表形式（CSV、XLSX等）	文章形式（PDF、DOCX、HTML等）	電子地図に関する情報形式	その他	オープンなライセンスで公開しているもの	オープンなライセンスで公開していないもの
37	0	2	9	23	1	6	30	9

そして、システム取扱情報の公開を行っていなかった28システムについて、今後の公開予定をみたところ、5システムにおいて情報の公開が予定され、又は検討されており、23システムにおいては情報の公開が予定されていなかった。

上記の23システムについて、情報を公開する予定がないとしている理由を確認

したところ、図表2-12のとおり、主な理由として「国民向けに情報提供するための災害関連情報システムではないため」などとしているものが13システムなどとなっていた。

図表2-12　情報公開の予定がないとしている主な理由

主な理由	システム数
国民向けに情報提供するためのシステムではないため	13
他省庁から提供されているデータのため	3
個人情報を含むため	2
その他	5
計	23

(ｲ) 公開した災害関連情報の二次利用の状況

公開された災害関連情報については、二次利用を可能にすることにより、各機関が当該災害関連情報を利用しやすくなるなど、情報の共有化に資することになると考えられる。

そこで、39システムについて、公開されているシステム取扱情報のデータ形式がどのようになっているか、横断的に共有すべき情報等についてのより詳細な目安になると考えられる標準化災害情報プロダクツの情報分類に沿ってみたところ、ＰＤＦ等の二次利用が困難とされている文章形式のデータで公開しているものの割合が「ハザード」に関するシステム取扱情報は71.0%、「被害」に関するシステム取扱情報は48.2%、「対応」に関するシステム取扱情報は90.0%とそれぞれ高くなっていた。

そして、39システムについて、データの二次利用が可能である旨を記載した利用ルールを設けるなど、オープンなライセンスでシステム取扱情報を公開しているかみたところ、9システムにおいてオープンなライセンスで公開していなかった。

また、オープンなライセンスで公開されていた30システムについてシステム取扱情報がどのような内容となっているかを、横断的に共有すべき情報等についてのより詳細な目安となると考えられる標準化災害情報プロダクツの情報分類に沿

ってみたところ、「ハザード」に関するシステム取扱情報は78.2%となっているのに対して、「被害」に関するシステム取扱情報は48.2%、「対応」に関するシステム取扱情報は60.0%となっていた。

システム取扱情報は、その内容によっては地方公共団体や一般国民にとっても有用であることから、公開すべきシステム取扱情報がないか検討する必要があると考えられる。また、公開に当たっては、公開するシステム取扱情報のデータ形式やその二次利用の範囲等について、地方公共団体や一般国民において、より的確な認識と判断が可能となるように検討する必要がある。

図表2-13　標準化災害情報プロダクツの情報項目別にみた情報の公開状況

公開している情報		該当数	公開方法			公開しているデータ形式				二次利用が可能である旨を記載した利用ルール	
			HP等で広く一般に公開	府省庁及び地方公共団体に対して公開	その他	表形式（CSV、XLSX等）	文章形式（PDF、DOCX、HTML等）	電子地図に関する情報形式	その他	オープンなライセンスで公開しているもの	オープンなライセンスで公開していないもの
ハザード	地震	9	8	0	1	0	7	0	2	8	1
	津波	7	6	0	1	0	6	0	1	6	1
	火山	7	6	0	1	0	6	0	1	6	1
	気象	24	23	0	1	8	12	0	4	15	9
	台風	8	7	0	1	0	7	0	1	7	1
	洪水	8	8	0	0	0	6	0	2	7	1
	土砂災害	6	6	0	0	0	5	0	1	5	1
	小計	69	64	0	5	8	49	0	12	54	15
	小計に対する割合		92.7%	0.0%	7.2%	11.5%	71.0%	0.0%	17.3%	78.2%	21.7%
被害	人的被害状況	2	2	0	0	0	2	0	0	1	1
	建物	2	2	0	0	0	2	0	0	1	1
	施設	3	3	0	0	0	2	0	1	2	1
	交通	13	12	0	1	8	3	0	2	4	9
	ライフライン	2	2	0	0	0	1	0	1	1	1
	通信	3	2	0	1	0	2	0	1	2	1
	写真・映像	4	4	0	0	0	2	0	2	3	1
	小計	29	27	0	2	8	14	0	7	14	15
	小計に対する割合		93.1%	0.0%	6.8%	27.5%	48.2%	0.0%	24.1%	48.2%	51.7%
対応	医療	2	2	0	0	0	2	0	0	1	1
	避難	4	4	0	0	0	3	1	0	3	1
	物資	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1
	廃棄物	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	派遣	2	2	0	0	0	2	0	0	1	1
	生活再建支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	10	10	0	0	0	9	1	0	6	4
	小計に対する割合		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	90.0%	10.0%	0.0%	60.0%	40.0%
その他		7	7	0	0	1	3	0	3	7	0
合計		115	108	0	7	17	75	1	22	81	34
	合計に対する割合		93.9%	0.0%	6.0%	14.7%	65.2%	0.8%	19.1%	70.4%	29.5%

（注）1システムが複数の情報項目の情報を公開している場合があるため、小計及び合計には延べのシステム数を計上している。

(3) 災害関連情報システムの運用継続性を確保するための対策状況

ア　災害関連情報システムの冗長化とリソースの状況

(ｱ) 災害関連情報システムの冗長化の実施状況

災害時に災害関連情報システムが停電等により停止すると、当該災害関連情報システムを保有している12府省庁の災害応急対策の実施に支障を来すおそれがあるだけでなく、災害関連情報を共有する他の機関の災害応急対策の実施にも支障を来すおそれがある。このことから、12府省庁は、災害関連情報システムを冗長化（注7）するなどの対策を執ることが重要である。

そこで、前記の67システムについて、冗長化の実施状況をみたところ、図表3-1のとおり、「②非常用発電装置からの電源供給を可能とした冗長化」を実施しているものが61システム（91.0％）と最も多く、次に「③無停電電源装置の設置による冗長化」を実施しているものが59システム（88.0％）となっていた。

「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月情報セキュリティ政策会議決定）によれば、各府省庁は、当該各府省庁の情報システムについて、災害時等における対応の必要性や優先度について決定するとともに、必要なものについては情報システム業務継続計画（以下「ＩＴ－ＢＣＰ」という。）を策定することとされている。

そして、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン～策定手引書（第2版）～」（平成24年5月内閣サイバーセキュリティセンター。以下「ＩＴ－ＢＣＰガイドライン」という。）によれば、復旧優先度が高い情報システムは同時に被災しない遠隔地にバックアップシステムを確保するなど、情報システムを2系統で構成し、ホットスタンバイ（注8）等によるデータ処理の切替えを可能とした冗長化（以下「2系統システムによる冗長化」という。）を実施することが有効とされている。そこで、2系統システムによる冗長化の実施状況を確認したところ、32システム（47.7％）と全体の半数以下となっていた。

（注7）　冗長化　システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるように、予備装置を平常時からバックアップとして配置し運用しておくこと

（注8）　ホットスタンバイ　サーバやネットワーク機器等に関して、主として稼働している系統と同じ構成や設定の予備の系統を用意し、電源を入れるだけではなく、データの同期等を絶えず行った状態で待機させておくようにした状態のこと。これに対して予備の系統の電源を入れない状態で待機させたものをコールドスタンバイという。

図表3-1　冗長化の実施状況（複数回答）

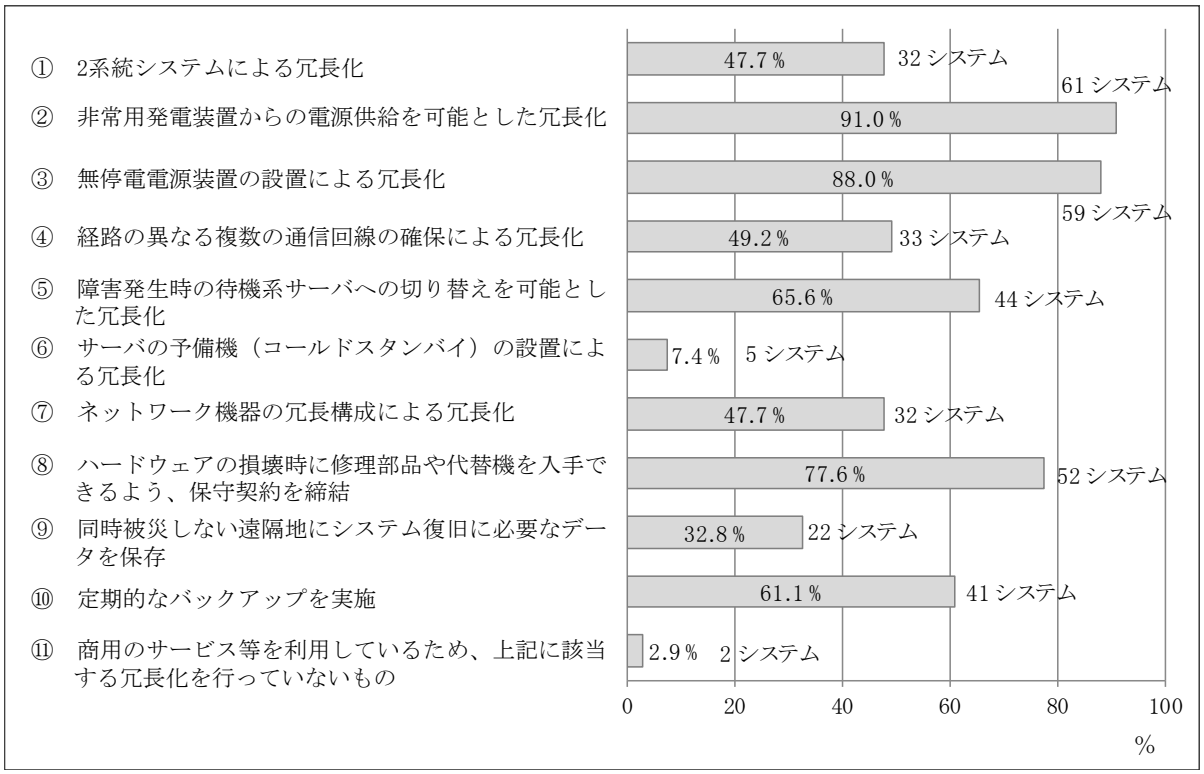

そして、2系統システムによる冗長化を実施していない35システムについて、その理由を確認したところ、図表3-2のとおり、「手作業等の代替手段により業務継続が可能であるため」としていたものが12システム（34.2%）、「予算確保が困難であるため」としていたものが11システム（31.4%）などとなっていた。一方、「手作業等の代替手段により業務継続が可能であるため」としていた12システムのうち8システムについては、「代替手段はあるが、災害応急対策の実施に支障がある」としていた（各災害関連情報システムの冗長化の実施状況、2系統システムによる冗長化を実施していない理由及び代替手段による業務への影響の一覧については別表4参照）。

災害関連情報システムの冗長化については、12府省庁において実施されているが、各指定府省庁が災害時に実施すべき防災措置に対する支障の度合いを踏まえるなどして、2系統システムによる冗長化の実施の可能性も含めて検討する必要があると考えられる。

図表3-2　2系統システムによる冗長化を実施していない理由

理由	システム数	
		割合(%)
情報システムが停止したとしても、手作業等の代替手段により業務継続が可能であるため	12	34.2
上記のうち、代替手段はあるが、災害応急対策の実施に支障があるとしているもの	8	22.8
予算確保が困難であるため	11	31.4
現在の冗長化構成で十分であるため	4	11.4
2系統システムによる冗長化については検討していないもの	3	8.5
その他	5	14.2
計	35	100.0

(ｲ) 災害時に災害関連情報システムのリソースを増加させる仕組みの導入等の状況

災害関連情報システムには、平時の利用は少なくても、災害時においては利用が集中するなどして負荷が急増することが予想されるものがある。このような場合は、各災害関連情報システムのサーバに接続しにくい事態等が生ずるおそれがあるため、一時的にサーバ等のリソース(注9)を増加させたり、緊急性の低いデータ通信を制限するためにあらかじめリソースの使用状況を把握したりするなどの運用継続性を確保するための方策が必要となる。

そこで、前記の67システムについて、システムへのアクセス量等に応じて柔軟にリソースを増加させるなどの仕組みの導入状況をみたところ、民間のクラウドサービス(注10)を活用するなどして当該仕組みを導入しているのは8システムとなっていた。

また、67システムについて、リソース使用状況の把握状況をみたところ、図表3-3のとおり、取り扱うデータが大容量ではないなどの理由により9システムがリソース使用の状況を把握しておらず、26システムについては、リソース使用の状況を把握しているものの、その頻度が定められていなかった（各災害関連情報システムのリソースを増加させるなどの仕組みの導入状況及びリソース使用状況の把握状況の一覧については別表4参照）。

12府省庁においては、リソースを増加させる時機を逸するなどして各災害関連情報システムが停止するおそれのないよう、一時的にサーバ等のリソースを増加

させたり、緊急性の低いデータ通信を制限するためにあらかじめリソースの使用状況を把握したりするなどの方策を導入する必要性について検討する必要がある。

（注9）　リソース　　ソフトウェアやハードウェアを動作させるのに必要なＣＰＵ（Central Processing Unitの略。コンピュータを構成する部品の一つで、各装置の制御やデータの計算・加工を行う装置）、メモリ、ストレージ（データを記録したり保存したりするための装置）等の総称

（注10）　クラウド　　クラウドコンピューティングの略。クラウドコンピューティングとは、一元管理されたコンピュータ資源をネットワーク経由で利用することにより、システム開発、管理及び運用の効率化を図る技術のこと

図表3-3　リソース使用状況の把握状況

区分	システム数	
		割合(%)
リソース使用の状況を把握しているもの	58	86.5
1か月に1回以上の頻度で把握しているもの	25	37.3
3か月に1回等の頻度で把握しているもの	7	10.4
頻度は定めていないもの	26	38.8
リソース使用の状況を把握していないもの	9	13.4
計	67	100.0

(ｳ) 災害関連情報システムのクラウド化の状況

政府は、24年度にクラウド技術を活用した政府共通プラットフォーム（以下「政府共通ＰＦ」という。）を整備しており、「政府共通プラットフォーム整備計画」（平成23年11月各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）において、政府共通ＰＦの整備目的として災害時等における情報システムによるサービス等の継続的な提供の確保が挙げられている。

また、「政府情報システム改革ロードマップ」（平成25年12月各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）等において、33年度を目途に原則全ての政府情報システムをクラウド化するとしている。

そこで、67システムのクラウド化に向けた検討状況をみたところ、政府共通ＰＦに移行を予定しているのは1システムとなっていて、66システムについては、極めて短時間での災害関連情報システムの復旧等の運用要件を満たせないことなどを理由として、29年12月に改定された上記のロードマップにおいても政府共通Ｐ

Ｆへの移行対象とはされていない。また、当該66システムにおける民間のクラウドサービスの活用状況をみたところ、同サービスを活用していたものは9システムとなっていた。その理由について、9システムに係る7府省庁は、運用経費の抑制や災害時のアクセス集中やリソース不足への対応策として有効であるためとしている（各災害関連情報システムの民間クラウドサービスの活用状況については別表4参照）。

12府省庁は、今後、移行等の経費が低減されるよう十分留意して、災害関連情報システムの運用継続性を向上させるための方策について、民間のクラウドサービスの活用の是非も含めて検討する必要がある。

イ　情報システム業務継続計画の策定状況

前記のとおり、各府省庁は、ＩＴ－ＢＣＰを策定することとされている。また、内閣サイバーセキュリティセンターは、各府省庁がＩＴ－ＢＣＰを策定し、運用するための手引書としてＩＴ－ＢＣＰガイドラインを策定している。

そして、ＩＴ－ＢＣＰガイドラインには、情報システムの復旧継続を困難とさせる危機的事象発生時の対応体制及び連絡方法を整備する際に注意すべき例（以下「注意すべき体制例」という。）として図表3-4の①から⑤までの5項目が挙げられている。

前記の67システムについて、ＩＴ－ＢＣＰの策定状況をみたところ、36システムについてはＩＴ－ＢＣＰを策定している又は策定を予定しているとしていたものの、31システムについては、組織全体の業務継続計画が既に作成され、当該計画内で定めているなどとしてＩＴ－ＢＣＰが策定されておらず、策定する予定もない状況となっていた。

そして、注意すべき体制例の該当状況について確認したところ、図表3-4のとおり、ＩＴ－ＢＣＰを策定していない31システムについては、該当すると回答したものが10システム（32.2％）となっていて、上記の計画を定めていても、情報システムの復旧と継続作業を行うための体制、役割分担等が決められていないなど、その内容によっては、注意すべき体制例への対応等が十分に行われていない状況となっていた。

ＩＴ－ＢＣＰを策定している又は策定を予定している36システムについては、注意すべき体制例に該当するものが低減する方向にあるが、なお、該当すると回答し

たものが2システム（5.5%）あった（各災害関連情報システムのＩＴ－ＢＣＰの策定状況及び注意すべき体制例への該当状況については別表5参照）。

12府省庁は、各災害関連情報システムが被災した際に復旧に遅れが生ずるなどして災害応急対策の迅速な実施に支障が生ずることがないよう、ＩＴ－ＢＣＰをはじめとした業務継続計画を実効性のあるものとなるように策定し、適宜見直しを行うことが重要である。

図表3-4　注意すべき体制例の該当状況

区分	ＩＴ－ＢＣＰを策定している又は策定を予定しているシステム		ＩＴ－ＢＣＰを策定していないシステム		計	
		割合(%)		割合(%)		割合(%)
注意すべき体制例に該当しないシステム	34	94.4	21	67.7	55	82.0
注意すべき体制例に該当するシステム	2	5.5	10	32.2	12	17.9
① 情報システムの復旧と継続作業を行うための体制、役割分担及び復旧の手順書がないもの	0	0.0	6	19.3	6	8.9
② 復旧継続に必要な要員の連絡先一覧表が最新のものに更新されていないもの	0	0.0	2	6.4	2	2.9
③ 復旧継続に必要な情報が未整備であるもの	0	0.0	5	16.1	5	7.4
④ 休日や夜間の連絡方法及び参集方法が明確になっていないもの	1	2.7	3	9.6	4	5.9
⑤ 特定の要員に依存しており、当該要員が不在の場合には復旧継続ができないもの	1	2.7	5	16.1	6	8.9
計	36	100.0	31	100.0	67	100.0

（注）複数の注意すべき体制例に該当する災害関連情報システムがあるため、①から⑤までのシステム数を合計しても注意すべき体制例に該当するシステム数に一致しないものがある。

ウ　災害関連情報システムにおける事前の訓練の実施状況

障害が発生するなどにより災害時に災害関連情報システムを長期間使用することができないような事態を避けるためには、バックアップしたデータからのリストア(注11)、待機用サーバへの切替等の運用継続性を確保するための手順を確実に実行できるようにする必要がある。そして、障害等に備えて、リストア、切替の手順について文書化を行うとともに障害発生時を想定した事前の訓練を実施しておくことが重要である。

そこで、前記の67システムについて、災害関連情報システムのバックアップしたデータからのリストアに係る手順書の策定状況及び事前の訓練の実施状況をみたところ、図表3-5のとおり、バックアップを実施している48システムのうち、リストア手順書を策定していないものが8システムあり、リストア手順書を策定している40システムのうち、リストア訓練を実施したことがないものが26システム見受けられた。

また、前記の67システムについて、待機用サーバへの切替えに係る手順書の策定状況及び事前の訓練の実施状況をみたところ、図表3-6のとおり、待機用サーバを整備している50システムのうち、切替手順書を策定していないものが12システムあり、切替手順書を策定している38システムのうち、切替訓練を実施したことがないものが15システム見受けられた（各災害関連情報システムの手順書の策定状況及び事前の訓練の実施状況については別表6参照）。

12府省庁においては、障害が発生するなどにより災害時に災害関連情報システムを長期間使用することができないような事態が生ずるおそれのないよう、各災害関連情報システムの運用継続性を確保するための事前の訓練を適切に実施する必要がある。

（注11）　リストア　ハードディスク等の記憶装置が破損するなどしてデータが失われた際に、以前に取っておいたバックアップしたデータにより書き戻すなどして復元すること

図表3-5　リストアに係る手順書の策定状況及び事前の訓練の実施状況

区分	システム数	
		割合(%)
バックアップを実施しているもの	48	71.6
リストア手順書を策定していないもの	8	11.9
リストア手順書を策定しているもの	40	59.7
リストア訓練を実施したことがあるもの	9	13.4
リストア訓練を実施したことがないもの	26	38.8
不明	5	7.4
バックアップを実施していないもの	19	28.3
計	67	100.0

図表3-6　待機用サーバへの切替えに係る手順書の策定状況及び事前の訓練の実施状況

区分	システム数	
		割合(%)
待機用サーバを整備しているもの	50	74.6
切替手順書を策定していないもの	12	17.9
切替手順書を策定しているもの	38	56.7
切替訓練を実施したことがあるもの	21	31.3
切替訓練を実施したことがないもの	15	22.3
不明	2	2.9
待機用サーバを整備していないもの	17	25.3
計	67	100.0

4　所見

(1) 検査の状況の概要

防災基本計画が定める防災業務のうち、災害応急対策は、発災直後に行うことから迅速かつ円滑な実施が必要とされる業務である。このため、国は、災害関連情報を可能な限り迅速かつ的確に収集し、また、地方公共団体、公共機関等と共有するなどする必要がある。そして、各指定府省庁は、それぞれが必要とする災害関連情報等の収集等を行う情報システムを整備していることから、これらの情報システムの運用継続性を適切に確保し、効率的、効果的に整備、運用等することが重要である。

そこで、会計検査院は、災害関連情報システムの整備、運用等の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、災害関連情報システムの整備状況等はどのようになっているか、災害関連情報システムを整備等している各指定府省庁は、災害応急対策を効率的、効果的に行えるよう、各災害関連情報システム等により収集した災害関連情報を他府省庁、地方公共団体、公共機関等との間で適切に共有しているか、災害時に災害関連情報を迅速かつ的確に収集、伝達できるよう、各災害関連情報システムの運用継続性を確保するために十分な措置を講じているかに着眼して検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア　災害関連情報システムの整備状況等

(ｱ) 災害関連情報システムの整備、運用等の経費等

12府省庁において整備、運用等されている災害関連情報システムは67システムで、24年度から29年度（29年9月30日まで）までの整備経費の支払額は計396億6954万余円、運用等経費の支払額は計566億2355万余円、整備経費及び運用等経費に係る支払総額は合計962億9310万余円となっている。このうち、内閣府において、後継となる新たな災害関連情報システムを整備したのに、既存の災害関連情報システムに係る契約を見直さないまま継続して経費を支払っていた事態が見受けられた（18～21ページ参照）。

(ｲ) 災害応急対策の内容からみた災害関連情報システムの整備状況

上記の67システムについて、どのような災害応急対策で使用するかをみたところ、災害発生直前の対策、発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立、災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動等に使用するものが多く、保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動、社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動、応急の教育に関する活動及び自発的支援の受入れに使用するものは整備されていなかった（21～25ページ参照）。

(ｳ) 標準化災害情報プロダクツの情報項目からみた災害関連情報システムのシステム取扱情報

前記の67システムのシステム取扱情報について、標準化災害情報プロダクツで示されている情報項目等へ該当させてみると、延べ436件となっていた。そして、「ハザード」に関する情報は延べ246件、「被害」に関する情報は延べ96件、「対応」に関する情報は延べ41件等となっていた。また、これらの登録方法をみたところ、「被害」及び「対応」に関する情報は自動入力されることになっているものが少なくなっていた（26～29ページ参照）。

イ　各災害関連情報システムによる災害関連情報の共有状況等

(ｱ) 総防システムによる災害関連情報の共有状況等

a　総防システムによる災害関連情報の収集状況

総防システムへの災害関連情報15項目の登録状況についてみたところ、各指定府省庁及び指定公共機関の情報システムから総防システムへの自動入力が「津波」「台風」「地震」「電力」「ガス」「河川・ダム」及び「部隊派遣」の7項目の全部又は一部で行われているものの、手入力に限られている「水道」

「電話回線」「道路」「鉄道」「被害報」及び「施設情報」の6項目については、登録が低調となっていた。また、地方公共団体の情報システムと総防システムとは接続されていなかった（29～35ページ参照）。

b　総防システムに登録された災害関連情報の各指定府省庁等への共有状況等

総防システムに登録された災害関連情報の各指定府省庁、地方公共団体、一般国民等に対しての情報提供については、12省庁において、総防システムと他の災害関連情報システムの情報連携を行い、自動入力を行う機能を把握しておらず、また、職員による閲覧回数が低調となっていたり、内閣府において、総防システムに一般国民等への情報提供機能を整備していたのに当該災害関連情報を閲覧できるようにしていなかったりなどしていた（35～40ページ参照）。

(ｲ) 総防システム以外の災害関連情報システム間の情報連携の状況等

a　各指定府省庁が他府省庁からの提供を必要とする災害関連情報等

各指定府省庁が他府省庁からの提供を必要と考えている災害関連情報等について調査したところ、災害関連情報システムによる提供が全くされていない「被害」のうちの「施設」「交通」「通信」や「対応」のうちの「医療」「物資」に係る情報等、提供が必要であると回答した情報が多くあった（40、41ページ参照）。

b　総防システム以外の災害関連情報システムの情報連携先機関の状況

総防システム以外の66の災害関連情報システムにおいて、他の災害関連情報システム等との情報連携が行われているかをみたところ、39システムにおいて情報連携が行われていた（41、42ページ参照）。

c　総防システム以外の災害関連情報システム等間の情報連携の状況

上記の66システムのうち他の災害関連情報システム等と情報連携を行っている災害関連情報システム延べ42システムについて、情報連携が行われているシステム取扱情報がどのような内容となっているかを、標準化災害情報プロダクツによる情報項目の分類に沿ってみたところ、「ハザード」に関する情報が26システムと最も多く、「被害」に関する情報及び「対応」に関する情報の共有は、電話、ファクシミリ、メール等の手段によるものが主流となっていた（42、43ページ参照）。

d　総防システム以外の災害関連情報システムと都道府県の情報システムとの情

報連携の状況

前記66システムのうち都道府県の情報システムとの情報連携を行っている10システムに係るシステム取扱情報がどのような内容のものか標準化災害情報プロダクツによる情報項目の分類に沿ってみたところ、半数以上が「ハザード」に関する情報となっていた（43、44ページ参照）。

e　総防システム以外の災害関連情報システムと指定公共機関等との情報連携の状況

前記の66システムについて、指定公共機関等が保有する情報システムと情報連携が行われている災害関連情報システムは8システムで、情報連携先は70法人となっていた。この8システムの災害関連情報がどのような内容のものか標準化災害情報プロダクツによる情報項目の分類に沿ってみたところ、4システムが「ハザード」に関する情報となっていた（44、45ページ参照）。

(ｳ) 災害関連情報システムに登録された災害関連情報の公開状況等

a　災害関連情報システムに登録された災害関連情報の公開状況

前記67システムのうち、39システムでシステム取扱情報の全部又は一部について公開されており、このうち37システムはホームページ等により広く一般に公開されていた。システム取扱情報の公開を行っていなかった28システムのうち、5システムにおいて情報の公開が予定又は検討されており、23システムにおいては情報の公開が予定されていなかった（45～47ページ参照）。

b　公開した災害関連情報の二次利用の状況

上記の39システムについて、公開されているシステム取扱情報のデータ形式をみたところ、ＰＤＦ等の二次利用が困難とされている文章形式のデータで公開しているものの割合が高くなっていた。また、このうち9システムについては、公開しているデータの二次利用が可能である旨を記載した利用ルールを設けておらず、オープンなライセンスで公開していなかった（47～49ページ参照）。

ウ　災害関連情報システムの運用継続性を確保するための対策状況

(ｱ) 災害関連情報システムの冗長化とリソースの状況

a　災害関連情報システムの冗長化の実施状況

前記の67システムについて、冗長化の実施状況をみたところ、「非常用発電装置からの電源供給を可能とした冗長化」を実施しているものが61システムと

最も多かった。また、「2系統システムによる冗長化」の実施状況を確認したところ、32システムと全体の半数以下となっていた（49～52ページ参照）。

b　災害時に災害関連情報システムのリソースを増加させる仕組みの導入等の状況

前記の67システムについて、システムへのアクセス量等に応じて柔軟にリソースを増加させるなどの仕組みの導入状況をみたところ、当該仕組みを導入しているのは8システムとなっていた。また、リソース使用状況の把握状況をみたところ、9システムで当該状況を把握していないなどの状況となっていた（52、53ページ参照）。

c　災害関連情報システムのクラウド化の状況

前記67システムのクラウド化に向けた検討状況をみたところ、政府共通ＰＦに移行を予定しているのは1システムとなっていて、66システムについては、29年12月に改定された「政府情報システム改革ロードマップ」においても政府共通ＰＦへの移行対象とはされていない（53、54ページ参照）。

(ｲ) 情報システム業務継続計画の策定状況

前記の67システムについて、ＩＴ－ＢＣＰの策定状況をみたところ、ＩＴ－ＢＣＰを策定している又は策定を予定しているものが36システム、ＩＴ－ＢＣＰを策定していないものが31システムとなっていた。また、ＩＴ－ＢＣＰ等の業務継続計画を定めていても、その内容によっては、注意すべき体制例への対応等が十分に行われていない状況となっていた（54、55ページ参照）。

(ｳ) 災害関連情報システムにおける事前の訓練の実施状況

前記の67システムについて、災害関連情報システムのバックアップしたデータからのリストアに係る手順書の策定状況及び事前の訓練の実施状況をみたところ、バックアップを実施している48システムのうちリストア手順書を策定していないものが8システムあり、リストア手順書を策定している40システムのうちリストア訓練を実施したことがないものが26システム見受けられた。また、待機用サーバへの切替えに係る手順書の策定状況及び事前の訓練の実施状況をみたところ、待機用サーバを整備している50システムのうち切替手順書を策定していないものが12システムあり、切替手順書を策定している38システムのうち、切替訓練を実施したことがないものが15システム見受けられた（55～57ページ参照）。

(2) 所見

災害発生時に災害応急対策を効率的、効果的に行うためには、平時から災害関連情報システムを体系的に整備し、災害関連情報を収集するとともに、災害発生時には、収集した災害関連情報を各府省庁、地方公共団体、公共機関等の間で適切に共有することが重要である。

ついては、災害関連情報システムを整備している各指定府省庁において、災害関連情報システムの整備、運用等の実施について、次の点に留意する必要がある。

ア　各指定府省庁は、既存の災害関連情報システムがその整備、運用状況からみて災害応急対策に十分に資するものとなっているか留意すること、また、災害関連情報システムの整備に当たっては経済的なものとなるよう留意すること

イ　内閣府は、他省庁や地方公共団体等が収集した災害関連情報について、当該省庁等の情報システムから情報連携により総防システムに自動入力する必要性について検討すること、また、総防システムに係る手入力による登録方法、閲覧機能について、他省庁、地方公共団体、公共機関等の必要な機関等へ周知すること

ウ　各指定府省庁は、他府省庁、地方公共団体、公共機関等との間での災害関連情報の共有に向けた取組を推進すること及び総防システム以外の災害関連情報システムについて他の災害関連情報システムや地方公共団体等の情報システムとの情報連携を行うことについて、その必要性と要する費用を踏まえて検討すること、また、各指定府省庁は、災害関連情報システムが収集した災害関連情報について、公開の可否を検討して、公開する場合には、二次利用が行いやすい利用ルールを設けるなどして、オープンなライセンスで公開するよう留意すること

エ　各指定府省庁は、災害関連情報システムの整備等に当たっては、2系統システムによる冗長化の実施やシステムへのアクセス量等に応じたリソースの増加の仕組みなど、災害関連情報システムの運用継続性を確保する方策について、その必要性を踏まえて効率的、効果的な方策を検討すること、また、災害応急対策の迅速な実施に支障が生ずることがないようＩＴ－ＢＣＰの策定や見直しを行ったり、リストア訓練等の事前の訓練を適切に実施したりすること

会計検査院としては、今後とも各府省庁の災害関連情報システムの整備、運用等の状況について、引き続き注視していくこととする。

別 表 目 次

別表１　災害関連情報システムの整備経費の状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
別表２　災害関連情報システムのシステム取扱情報等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・66
別表３　総防システム以外の災害関連情報システムの情報連携先等 ・・・・・・・・・・76
別表４　災害関連情報システムの冗長化とリソースの状況 ・・・・・・・・・・・・・・79
別表５　情報システム業務継続計画（ＩＴ―ＢＣＰ）の策定状況等 ・・・・・・・・・・85
別表６　災害関連情報システムにおける事前の訓練の実施状況等 ・・・・・・・・・・・91

別表１　災害関連情報システムの整備経費の状況等

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-2 整備経費（平成24年4月～29年9月30日まで） （千円）（注）	図表1-3 運用等経費（24年4月～29年9月30日まで） （千円）（注）	計 （千円）（注）
1	内閣府	総合防災情報システム	450,607	306,548	757,155
2	内閣府	中央防災無線web	103,183	3,622	106,805
3	内閣府	道路情報提供システム（沖縄総合事務局）	－	8,468	8,468
4	内閣府	物資調達・輸送調整等支援システム	23,980	50,364	74,344
5	総務省	非常時情報伝達ネットワークシステム	－	22,493	22,493
6	消防庁	ヘリコプター動態管理システム	52,920	64,683	117,603
7	消防庁	緊急消防援助隊動態情報システム	172,395	269,021	441,416
8	消防庁	災害時対応系システム	19,872	43,292	63,164
9	消防庁	災害情報配信管理装置	8,230	5,323	13,553
10	消防庁	支援情報共有ツール	2,482	－	2,482
11	消防庁	全国瞬時警報システム	1,778,409	1,513,184	3,291,593
12	消防庁	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム	214,243	123,152	337,395
13	消防庁	防災情報システム	－	182,641	182,641
14	厚生労働省	広域災害・救急医療情報システム	88,935	282,055	370,990
15	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム	139,199	168,312	307,511
16	経済産業省	ガス防災支援システム	58,395	50,494	108,889
17	国土交通省	川の防災情報	－	8,052,507	8,052,507
18	国土交通省	潮位情報システム	－	29,585	29,585
19	国土交通省	統一河川情報システム	－	19,320	19,320
20	国土交通省	統合災害情報システム（DiMAPS）	310,770	－	310,770
21	国土交通省	道路管理用情報共有プラットフォーム	160,125	－	160,125
22	国土交通省	道路情報提供システム（関東地方整備局）	4,347	－	4,347
23	国土交通省	道路情報提供システム（近畿地方整備局）	1,233,792	－	1,233,792

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-2 整備経費 (平成24年4月～29年9月30日まで) (千円)(注)	図表1-3 運用等経費 (24年4月～29年9月30日まで) (千円)(注)	計 (千円)(注)
24	国土交通省	道路情報提供システム(九州地方整備局)	4,200	-	4,200
25	国土交通省	道路情報提供システム(四国地方整備局)	-	-	-
26	国土交通省	道路情報提供システム(中国地方整備局)	-	-	-
27	国土交通省	道路情報提供システム(中部地方整備局)	-	-	-
28	国土交通省	道路情報提供システム(北海道開発局)	176,505	-	176,505
29	国土地理院	GNSS(全球測位衛星システム)連続観測システム	-	3,882,097	3,882,097
30	国土地理院	地震時地盤災害推計システム(SGDAS)	5,008	-	5,008
31	国土地理院	防災地理情報整備・点検システム	1,500	-	1,500
32	気象庁	CTBTO(包括的核実験禁止条約機関)データ変換装置	-	9,837	9,837
33	気象庁	アメダスデータ等統合処理システム	293,265	474,626	767,891
34	気象庁	異常天候情報作成装置	3,277	74,548	77,826
35	気象庁	雨量・レーダー情報コンテンツ作成装置	3,622	34,797	38,420
36	気象庁	火山灰情報提供システム	277,414	116,459	393,873
37	気象庁	火山監視・情報センターシステム	906,539	443,314	1,349,853
38	気象庁	気象レーダー観測処理システム	-	394,024	394,024
39	気象庁	気象資料総合処理システム	1,480,067	1,259,881	2,739,948
40	気象庁	気象資料提供システム	16,152	86,694	102,847
41	気象庁	気象庁ホームページ	29,301	362,867	392,169
42	気象庁	気象等災害調査システム	37,145	6,909	44,054
43	気象庁	高層気象観測データ統合処理システム	44,755	7,501	52,256
44	気象庁	指定河川洪水予報システム	-	39,479	39,479
45	気象庁	数値解析予報システム	1,231,202	5,256,541	6,487,743
46	気象庁	地域地震情報センターデータ処理システム	358,587	185,098	543,685
47	気象庁	地震活動等総合監視システム	1,123,565	1,364,876	2,488,441

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-2 整備経費 (平成24年4月～29年9月30日まで) (千円)(注)	図表1-3 運用等経費 (24年4月～29年9月30日まで) (千円)(注)	計 (千円)(注)
48	気象庁	潮位データ総合処理装置	47,514	62,765	110,280
49	気象庁	天気図解析システム	23,586	14,551	38,137
50	気象庁	都道府県洪水予報システム	-	43,027	43,027
51	気象庁	土砂災害警戒情報作成システム	-	154,047	154,047
52	気象庁	突風等短時間予測システム	97,200	194,747	291,947
53	気象庁	予報作業支援システム	397,436	152,532	549,969
54	海上保安庁	ナブテックス(航行警報テレックス)システム	-	640,756	640,756
55	海上保安庁	伊勢湾海上交通情報機構	-	20,632	20,632
56	海上保安庁	沿岸域情報提供システム	391,860	124,251	516,111
57	海上保安庁	海上保安業務システム	-	4,822,609	4,822,609
58	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構(関門海峡)	-	15,840	15,840
59	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構(大阪湾)	-	15,677	15,677
60	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構(備讃瀬戸)	479,010	19,677	498,687
61	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構(来島海峡)	-	11,490	11,490
62	海上保安庁	東京湾海上交通情報機構	2,020,456	16,508	2,036,964
63	原子力規制委員会	緊急時対策支援システム	324,686	550,650	875,337
64	原子力規制委員会	緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム	710,438	437,841	1,148,280
65	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム	-	5,570,060	5,570,060
66	防衛省	中央指揮システム	22,295,279	6,455,423	28,750,703
67	防衛省	統合気象システム	2,068,077	12,105,840	14,173,917
計			39,669,543	56,623,559	96,293,102

(注) 一つの契約の中で災害関連情報システムの整備と運用等をまとめている場合は、経費の内訳が多いものにより区分している。一つの契約の中で災害関連情報システム以外の情報システムを含む複数の情報システム等をまとめている場合は、契約金額を明確に分けられないことから、当該支払額(整備経費計27億余円、運用等経費計32億余円)は計上していない。

別表2　災害関連情報システムのシステム取扱情報等

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-7			
			中分類 注(1)	小分類 注(1)	登録方法 情報連携による自動入力 注(2)	登録方法 手入力 注(3)
1	内閣府	総合防災情報システム	地震	震源情報	○	
				震度情報	○	
			津波	津波警報・注意報	○	
				津波情報	○	
			火山	噴火警報・予報	○	
				噴火速報	○	
				降灰予報	○	
			気象	警報・注意報	○	
				降水量(現況)	○	
				降水短時間予報	○	
			台風	台風情報(現況)	○	
				台風経路図	○	
			洪水	河川洪水情報	○	
				浸水(内水氾濫)情報	○	
			土砂災害	土砂災害警戒情報	○	
				土砂災害警戒判定メッシュ	○	
			人的被害状況	死傷・行方不明者		○
			建物	住家被害状況		○
				非住家被害状況		○
			交通	道路状況		○
				鉄道運行状況		○
			ライフライン	電力供給状況	○	○
				ガス供給状況	○	○
				水道供給状況		○
			通信	固定電話状況		○
				携帯電話状況		○
			医療	医療施設状況		○
			避難	避難勧告・指示		○
				避難所状況		○
			物資	物資拠点状況		○
			派遣	警察庁（広域緊急援助隊)		○
				消防庁（緊急消防援助隊)		○
			派遣	防衛省（自衛隊)	○	○
			その他	ダム・頭首工・雨量観測所	○	
			その他	フライト軌跡	○	
			その他	速報情報		○
			その他	外部取込情報、被災地写真		○
			その他	災害救助法適用状況		○
			その他	衛星画像等		○

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-7			
			中分類 注(1)	小分類 注(1)	登録方法 情報連携による自動入力 注(2)	登録方法 手入力 注(3)
2	内閣府	中央防災無線web	写真・映像	定点カメラ	○	
3	内閣府	道路情報提供システム（沖縄総合事務局）	気象	降水量(現況)	○	
				積算雨量	○	
			交通	道路状況	○	
4	内閣府	物資調達・輸送調整等支援システム	物資	物資拠点状況		○
				物資要請状況		○
				物資調達状況		○
5	総務省	非常時情報伝達ネットワークシステム	通信	固定電話状況	○	
				携帯電話状況	○	
				インターネットアクセス状況	○	
6	消防庁	ヘリコプター動態管理システム	派遣	消防庁（緊急消防援助隊）		○
7	消防庁	緊急消防援助隊動態情報システム	交通	道路状況	○	○
			派遣	消防庁（緊急消防援助隊）	○	○
8	消防庁	災害時対応系システム	地震	震源情報		○
				震度情報		○
			津波	津波警報･注意報		○
				津波情報		○
				津波浸水情報		○
			火山	噴火警報･予報		○
				噴火速報		○
			気象	警報･注意報		○
			台風	台風情報(現況)		○
			洪水	河川洪水情報		○
			土砂災害	土砂災害箇所		○
			人的被害状況	死傷･行方不明者		○
				孤立状況		○
			建物	住家被害状況		○
				非住家被害状況		○
			施設	庁舎状況		○
			交通	道路状況		○
			避難	避難勧告・指示		○
				避難所状況		○
			派遣	消防庁（緊急消防援助隊）		○

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-7			
			中分類 注(1)	小分類 注(1)	登録方法 情報連携による自動入力 注(2)	登録方法 手入力 注(3)
9	消防庁	災害情報配信管理装置	地震	震源情報		○
				震度情報		○
			津波	津波警報･注意報		○
				津波情報		○
				津波浸水情報		○
			火山	噴火警報･予報		○
				噴火速報		○
				降灰予報		○
			気象	警報･注意報		○
				降水量(現況)		○
				降水短時間予報		○
				積算雨量		○
				積雪量		○
			台風	台風情報(現況)		○
				台風経路図		○
			洪水	河川洪水情報		○
				ため池情報		○
				浸水(内水氾濫)情報		○
			土砂災害	土砂災害警戒情報		○
				土砂災害警戒判定メッシュ		○
				土砂災害箇所		○
			人的被害状況	死傷･行方不明者		○
				孤立状況		○
				人の分布		○
			建物	住家被害状況		○
				非住家被害状況		○
			施設	庁舎状況		○
				文教施設状況		○
				河川･ダム施設状況		○
				農業施設状況		○
				産業施設状況		○
				燃料供給状況		○
			交通	道路状況		○
				鉄道運行状況		○
				港湾施設状況		○
				空港施設状況		○
			ライフライン	電力供給状況		○
				ガス供給状況		○
				水道供給状況		○
				下水道状況		○
			通信	固定電話状況		○
				携帯電話状況		○
				インターネットアクセス状況		○
			写真・映像	定点カメラ		○
				空撮写真・映像		○
			医療	医療施設状況		○
			避難	避難勧告・指示		○
				避難所状況		○
			物資	物資拠点状況		○
				物資要請状況		○
				物資調達状況		○
			派遣	消防庁（緊急消防援助隊)		○

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-7			
			中分類 注(1)	小分類 注(1)	登録方法 情報連携による自動入力 注(2)	登録方法 手入力 注(3)
10	消防庁	支援情報共有ツール	交通	道路状況		○
			派遣	消防庁（緊急消防援助隊）		○
11	消防庁	全国瞬時警報システム	地震	震源情報	○	
				震度情報	○	
			津波	津波警報･注意報	○	
			火山	噴火警報･予報	○	
				噴火速報	○	
			気象	警報･注意報	○	
			洪水	河川洪水情報	○	
			土砂災害	土砂災害警戒情報	○	
12	消防庁	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム	人的被害状況	死傷･行方不明者		○
13	消防庁	防災情報システム	地震	震源情報	○	
				震度情報	○	
			津波	津波警報･注意報	○	
				津波情報	○	
				津波浸水情報	○	
			火山	噴火警報･予報	○	
				噴火速報	○	
			気象	警報･注意報	○	
				降水量(現況)	○	
				降水短時間予報	○	
				積算雨量	○	
			台風	台風情報(現況)	○	
			洪水	河川洪水情報	○	
				浸水(内水氾濫)情報	○	
			土砂災害	土砂災害警戒情報	○	
				土砂災害箇所	○	
14	厚生労働省	広域災害・救急医療情報システム	医療	医療施設状況	○	○
			避難	避難所状況		○
			派遣	医療活動		○
			その他	救護所状況		○
			その他	活動本部状況		○
			その他	地域・広域医療搬送状況		○
15	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム	気象	降水量(現況)	○	
				降水短時間予報	○	
			施設	河川･ダム施設状況	○	
				農業施設状況	○	
16	経済産業省	ガス防災支援システム	地震	震源情報	○	
				震度情報	○	
			ライフライン	ガス供給状況		○
17	国土交通省	川の防災情報	気象	降水量(現況)	○	
				積算雨量	○	
				積雪量	○	
			洪水	河川洪水情報	○	
			写真・映像	定点カメラ	○	
			その他	洪水の浸水想定区域図	○	
			その他	ダム諸量	○	
			その他	水質	○	
			その他	海岸	○	
			その他	河川の予警報		○
18	国土交通省	潮位情報システム	その他	潮位	○	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-7			
			中分類 注(1)	小分類 注(1)	登録方法 情報連携による自動入力 注(2)	登録方法 手入力 注(3)
19	国土交通省	統一河川情報システム	地震	震源情報	○	
				震度情報	○	
			津波	津波警報･注意報	○	
				津波情報	○	
			気象	警報･注意報	○	
				降水量(現況)	○	
				降水短時間予報	○	
				積算雨量	○	
				積雪量	○	
			台風	台風情報(現況)	○	
				台風経路図	○	
			洪水	河川洪水情報	○	
			写真・映像	定点カメラ	○	
			その他	洪水の浸水想定区域図	○	
			その他	ダム諸量	○	
			その他	水質	○	
			その他	海岸	○	
			その他	河川の予警報		○
20	国土交通省	統合災害情報システム（DiMAPS）	地震	震源情報	○	
				震度情報	○	
			津波	津波警報･注意報	○	
			気象	降水量(現況)	○	
			洪水	河川洪水情報	○	
			土砂災害	土砂災害箇所		○
			人的被害状況	孤立状況		○
			施設	庁舎状況		○
				河川･ダム施設状況		○
			交通	道路状況		○
				鉄道運行状況		○
				港湾施設状況		○
				空港施設状況		○
			ライフライン	下水道状況		○
			写真・映像	定点カメラ	○	
			写真・映像	空撮写真・映像	○	○
			物資	物資拠点状況		○
			派遣	国土交通省（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）		○
			その他	浸水想定区域等のハザード情報、緊急交通路等のインフラ位置、庁舎等の重要施設位置		○
			その他	海事運航状況		○
			その他	バス運行状況		○
			その他	営業倉庫、公共トラックターミナルの被害状況		○
			その他	宿泊施設の状況		○
21	国土交通省	道路管理用情報共有プラットフォーム	交通	道路状況	○	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-7			
			中分類 注(1)	小分類 注(1)	登録方法 情報連携による自動入力 注(2)	登録方法 手入力 注(3)
22	国土交通省	道路情報提供システム（関東地方整備局）	気象	降水量(現況)	○	
				積算雨量	○	
				積雪量	○	
			交通	道路状況	○	
23	国土交通省	道路情報提供システム（近畿地方整備局）	気象	降水量(現況)	○	
				積算雨量	○	
				積雪量	○	
			交通	道路状況	○	
			その他	路面	○	
24	国土交通省	道路情報提供システム（九州地方整備局）	気象	降水量(現況)	○	
				積算雨量	○	
			交通	道路状況	○	
			その他	路面	○	
25	国土交通省	道路情報提供システム（四国地方整備局）	気象	降水量(現況)	○	
				積算雨量	○	
			交通	道路状況	○	
			その他	風向・風速	○	
26	国土交通省	道路情報提供システム（中国地方整備局）	気象	降水量(現況)	○	
				積算雨量	○	
				積雪量	○	
			交通	道路状況	○	
			その他	路面	○	
27	国土交通省	道路情報提供システム（中部地方整備局）	気象	降水量(現況)	○	
				積算雨量	○	
			交通	道路状況	○	
28	国土交通省	道路情報提供システム（北海道開発局）	気象	降水量(現況)	○	
				積算雨量	○	
				積雪量	○	
			交通	道路状況	○	
			その他	風向・風速	○	
			その他	路面	○	
			その他	視界	○	
29	国土地理院	GNSS（全球測位衛星システム）連続観測システム	その他	GNSS観測データ	○	
			その他	電子基準点位置情報	○	
			その他	地殻変動情報・断層モデル情報	○	
30	国土地理院	地震時地盤災害推計システム(SGDAS)	地震	震度情報	○	
			その他	土壌雨量指数	○	
31	国土地理院	防災地理情報整備・点検システム	その他	避難所等の位置情報		○
32	気象庁	CTBTO（包括的核実験禁止条約機関）データ変換装置	その他	海外の地震波形データ	○	
33	気象庁	アメダスデータ等統合処理システム	気象	降水量(現況)	○	
				積算雨量	○	
				積雪量	○	
34	気象庁	異常天候情報作成装置	その他	異常天候早期警戒情報	○	
35	気象庁	雨量・レーダー情報コンテンツ作成装置	気象	降水量(現況)	○	
36	気象庁	火山灰情報提供システム	火山	降灰予報	○	
			その他	航空路火山灰情報	○	
37	気象庁	火山監視・情報センターシステム	火山	噴火警報･予報	○	
				噴火速報	○	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-7			
			中分類 注(1)	小分類 注(1)	登録方法 情報連携による自動入力 注(2)	登録方法 手入力 注(3)
38	気象庁	気象レーダー観測処理システム	気象	降水量(現況)	○	
			台風	台風情報(現況)		○
39	気象庁	気象資料総合処理システム	地震	震源情報	○	
				震度情報	○	
			津波	津波警報・注意報	○	
				津波情報	○	
				津波浸水情報	○	
			火山	噴火警報・予報	○	
				噴火速報	○	
				降灰予報	○	
			気象	警報・注意報	○	
				降水量(現況)	○	
				降水短時間予報	○	
				積算雨量	○	
				積雪量	○	
			台風	台風情報(現況)	○	
				台風経路図	○	
			洪水	河川洪水情報	○	
			土砂災害	土砂災害警戒情報	○	
				土砂災害警戒判定メッシュ	○	
			その他	数値解析予報データ	○	
40	気象庁	気象資料提供システム	気象	降水量(現況)	○	
				積算雨量	○	
				積雪量	○	
			人的被害状況	死傷・行方不明者		○
			建物	住家被害状況		○
				非住家被害状況		○
			施設	農業施設状況		○
				産業施設状況		○
41	気象庁	気象庁ホームページ	地震	震源情報	○	
				震度情報	○	
			津波	津波警報・注意報	○	
				津波情報	○	
				津波浸水情報	○	
			火山	噴火警報・予報	○	
				噴火速報	○	
				降灰予報	○	
			気象	警報・注意報	○	
				降水量(現況)	○	
				降水短時間予報	○	
				積算雨量	○	
				積雪量	○	
			台風	台風情報(現況)	○	
				台風経路図	○	
			洪水	河川洪水情報	○	
			土砂災害	土砂災害警戒情報	○	
				土砂災害警戒判定メッシュ	○	
42	気象庁	気象等災害調査システム	建物	住家被害状況		○
				非住家被害状況		○
			施設	農業施設状況		○
				産業施設状況		○
43	気象庁	高層気象観測データ統合処理システム	その他	高層気象観測情報	○	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-7			
			中分類 注(1)	小分類 注(1)	登録方法 情報連携による自動入力 注(2)	登録方法 手入力 注(3)
44	気象庁	指定河川洪水予報システム	気象	降水量(現況)	○	
				降水短時間予報	○	
				積算雨量	○	
			洪水	河川洪水情報	○	
45	気象庁	数値解析予報システム	火山	降灰予報	○	
			気象	降水量(現況)	○	
				積算雨量	○	
				積雪量	○	
			台風	台風情報(現況)	○	
46	気象庁	地域地震情報センターデータ処理システム	地震	震源情報	○	
47	気象庁	地震活動等総合監視システム	地震	震源情報	○	
				震度情報	○	
			津波	津波警報･注意報	○	
				津波情報	○	
48	気象庁	潮位データ総合処理装置	その他	潮位データ	○	
49	気象庁	天気図解析システム	気象	警報･注意報	○	
				降水量(現況)	○	
			台風	台風情報(現況)	○	
				台風経路図	○	
50	気象庁	都道府県洪水予報システム	気象	警報･注意報	○	
				降水量(現況)	○	
			洪水	河川洪水情報	○	
51	気象庁	土砂災害警戒情報作成システム	気象	警報･注意報	○	
				降水量(現況)	○	
				降水短時間予報	○	
				積算雨量	○	
			土砂災害	土砂災害警戒情報		○
				土砂災害警戒判定メッシュ	○	
52	気象庁	突風等短時間予測システム	気象	降水量(現況)	○	
				降水短時間予報	○	
				積算雨量	○	
53	気象庁	予報作業支援システム	気象	警報･注意報		○
			台風	台風情報(現況)	○	
			洪水	河川洪水情報	○	
			土砂災害	土砂災害警戒情報	○	
				土砂災害警戒判定メッシュ	○	
			その他	数値解析予報データ	○	
54	海上保安庁	ナブテックス（航行警報テレックス）システム	津波	津波警報･注意報	○	
			気象	警報･注意報	○	
			台風	台風情報(現況)	○	
			人的被害状況	死傷･行方不明者	○	
			交通	港湾施設状況	○	
55	海上保安庁	伊勢湾海上交通情報機構	その他	船舶の動静状況	○	
56	海上保安庁	沿岸域情報提供システム	地震	震源情報		○
				震度情報		○
			津波	津波警報･注意報	○	
				津波情報		○
			気象	警報･注意報	○	
			交通	港湾施設状況		○
			写真・映像	定点カメラ	○	
			避難	避難勧告・指示		○

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-7			
			中分類 注(1)	小分類 注(1)	登録方法 情報連携による自動入力 注(2)	登録方法 手入力 注(3)
57	海上保安庁	海上保安業務システム	地震	震源情報	○	
				震度情報	○	
			津波	津波警報･注意報	○	
				津波情報	○	
				津波浸水情報	○	
			火山	噴火警報･予報	○	
				噴火速報	○	
			気象	警報･注意報	○	
			台風	台風情報(現況)	○	
				台風経路図		○
			人的被害状況	死傷･行方不明者		○
				孤立状況		○
			施設	庁舎状況		○
			交通	港湾施設状況		○
			ライフライン	電力供給状況		○
			通信	固定電話状況		○
				携帯電話状況		○
				インターネットアクセス状況		○
			写真・映像	空撮写真・映像		○
			医療	医療施設状況		○
			物資	物資要請状況		○
				物資調達状況		○
			派遣	医療活動		○
				警察庁（広域緊急援助隊）		○
				消防庁（緊急消防援助隊）		○
				防衛省（自衛隊）		○
				国土交通省（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）		○
				地方自治体		○
58	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（関門海峡）	その他	船舶の動静状況	○	
59	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（大阪湾）	その他	船舶の動静状況	○	
60	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（備讃瀬戸）	その他	船舶の動静状況	○	
61	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（来島海峡）	その他	船舶の動静状況	○	
62	海上保安庁	東京湾海上交通情報機構	その他	船舶の動静状況	○	
63	原子力規制委員会	緊急時対策支援システム	その他	原子力施設状況	○	○
			その他	原子力防災活動情報		○
64	原子力規制委員会	緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム	その他	放射線量	○	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表1-7			
			中分類 注(1)	小分類 注(1)	登録方法 情報連携による自動入力 注(2)	登録方法 手入力 注(3)
65	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム	地震	震源情報	○	
				震度情報	○	
			津波	津波警報･注意報	○	
				津波情報	○	
			火山	噴火警報･予報	○	
			気象	警報･注意報	○	
				降水量(現況)	○	
				降水短時間予報	○	
			台風	台風情報(現況)	○	
				台風経路図	○	
66	防衛省	中央指揮システム	地震	震度情報	○	
			人的被害状況	死傷･行方不明者	○	
			建物	住家被害状況	○	
			ライフライン	電力供給状況	○	
			派遣	警察庁（広域緊急援助隊）	○	
				消防庁（緊急消防援助隊）	○	
				防衛省（自衛隊）	○	
67	防衛省	統合気象システム	地震	震源情報	○	
				震度情報	○	
			津波	津波警報･注意報	○	
				津波情報	○	
			火山	噴火警報･予報	○	
				噴火速報	○	
			気象	警報･注意報	○	
				降水量(現況)	○	
				降水短時間予報	○	
				積算雨量	○	
				積雪量	○	
			台風	台風情報(現況)	○	
				台風経路図	○	
			洪水	河川洪水情報	○	
			土砂災害	土砂災害警戒情報	○	

注(1) この分類は、災害情報ハブ推進チーム第1回資料である「標準化災害情報プロダクツ」による。いずれの分類にも該当しない情報は、「その他」に整理している。
注(2) 他の府省庁や機関等から情報の送信を受け、自動的にシステム内に登録されること
注(3) 他の府省庁や機関等から情報をメール、電話、FAX等で受けたり、ホームページなどで確認するなどした情報を担当者や委託先などがシステムへ直接入力し登録していること

別表3　総防システム以外の災害関連情報システムの情報連携先等

番号 注(1)	指定府省庁名	情報システム名	図表 2-7 情報連携先 注(2)	図表 2-8～2-10 情報項目 注(3)
2	内閣府	中央防災無線web	①②	㉑
3	内閣府	道路情報提供システム（沖縄総合事務局）	－	－
4	内閣府	物資調達・輸送調整等支援システム	－	－
5	総務省	非常時情報伝達ネットワークシステム	－	－
6	消防庁	ヘリコプター動態管理システム	④	⑲
7	消防庁	緊急消防援助隊動態情報システム	④	⑪
8	消防庁	災害時対応系システム	－	－
9	消防庁	災害情報配信管理装置	－	－
10	消防庁	支援情報共有ツール	－	－
11	消防庁	全国瞬時警報システム	②	①②③④⑥⑦
12	消防庁	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム	－	－
13	消防庁	防災情報システム	②	①②③④⑤⑥⑦
14	厚生労働省	広域災害・救急医療情報システム	③	⑮
15	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム	－	－
16	経済産業省	ガス防災支援システム	④	①
17	国土交通省	川の防災情報	①	⑥
18	国土交通省	潮位情報システム	①③	㉑
19	国土交通省	統一河川情報システム	①②③④	①⑥⑩
20	国土交通省	統合災害情報システム（DiMAPS）	①	①②④⑥⑭
21	国土交通省	道路管理用情報共有プラットフォーム	－	－
22	国土交通省	道路情報提供システム（関東地方整備局）	－	－
23	国土交通省	道路情報提供システム（近畿地方整備局）	－	－
24	国土交通省	道路情報提供システム（九州地方整備局）	－	－

番号 注(1)	指定府省庁名	情報システム名	図表 2-7 情報連携先 注(2)	図表 2-8～2-10 情報項目 注(3)
25	国土交通省	道路情報提供システム（四国地方整備局）	－	－
26	国土交通省	道路情報提供システム（中国地方整備局）	－	－
27	国土交通省	道路情報提供システム（中部地方整備局）	－	－
28	国土交通省	道路情報提供システム（北海道開発局）	－	－
29	国土地理院	GNSS（全球測位衛星システム）連続観測システム	②③④	㉑
30	国土地理院	地震時地盤災害推計システム(SGDAS)	－	－
31	国土地理院	防災地理情報整備・点検システム	－	－
32	気象庁	CTBTO（包括的核実験禁止条約機関）データ変換装置	①	㉑
33	気象庁	アメダスデータ等統合処理システム	①	④㉑
34	気象庁	異常天候情報作成装置	①	㉑
35	気象庁	雨量・レーダー情報コンテンツ作成装置	①	④
36	気象庁	火山灰情報提供システム	①	③
37	気象庁	火山監視・情報センターシステム	①②③	①③④
38	気象庁	気象レーダー観測処理システム	①	④
39	気象庁	気象資料総合処理システム	①②③④	①②③④⑤⑥⑦
40	気象庁	気象資料提供システム	①	④
41	気象庁	気象庁ホームページ	①	①②③④⑤⑥⑦
42	気象庁	気象等災害調査システム	－	－
43	気象庁	高層気象観測データ統合処理システム	①	㉑
44	気象庁	指定河川洪水予報システム	①②	④⑥
45	気象庁	数値解析予報システム	①	④③
46	気象庁	地域地震情報センターデータ処理システム	①	①
47	気象庁	地震活動等総合監視システム	①②③④	①②③㉑
48	気象庁	潮位データ総合処理装置	①②	㉑

番号 注(1)	指定府省庁名	情報システム名	図表 2-7 情報連携先 注(2)	図表 2-8～2-10 情報項目 注(3)
49	気象庁	天気図解析システム	①	④
50	気象庁	都道府県洪水予報システム	①③	④⑥
51	気象庁	土砂災害警戒情報作成システム	①③	④⑦
52	気象庁	突風等短時間予測システム	①	④
53	気象庁	予報作業支援システム	①	④⑤⑥⑦
54	海上保安庁	ナブテックス（航行警報テレックス）システム	①	①②③④
55	海上保安庁	伊勢湾海上交通情報機構	―	―
56	海上保安庁	沿岸域情報提供システム	②	②④
57	海上保安庁	海上保安業務システム	①②	①②③④
58	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（関門海峡）	―	―
59	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（大阪湾）	―	―
60	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（備讃瀬戸）	―	―
61	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（来島海峡）	―	―
62	海上保安庁	東京湾海上交通情報機構	―	―
63	原子力規制委員会	緊急時対策支援システム	④	㉑
64	原子力規制委員会	緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム	①③	㉑
65	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム	―	―
66	防衛省	中央指揮システム	―	―
67	防衛省	統合気象システム	②	①②③④⑤⑥⑦

注(1) 別表3については、総防システム以外の災害関連情報システムによるものであるため、番号1総合防災情報システムを記載していない。
注(2) 「（図表2-7）情報連携先」欄については、「①同一指定府省庁内における他の部署」「②他の指定府省庁」「③都道府県」及び「④指定公共機関等のその他の機関」に区分している。
注(3) 「（図表2-8～2-10）情報項目」欄については、「①地震」「②津波」「③火山」「④気象」「⑤台風」「⑥洪水」[⑦土砂災害」「⑧人的被害状況」「⑨建物」「⑩施設」「⑪交通」「⑫ライフライン」「⑬通信」「⑭写真・映像」「⑮医療」「⑯避難」「⑰物資」「⑱廃棄物」「⑲派遣」「⑳生活再建支援」及び「㉑その他」に区分している。ただし、「⑬通信」「⑯避難」「⑰物資」「⑱廃棄物」「⑳生活再建支援」については、該当する情報項目がない。

別表4　災害関連情報システムの冗長化とリソースの状況

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-1 冗長化の実施状況 注(1)	図表3-2 2系統システムによる冗長化を実施していない理由 注(2)	図表3-2 代替手段による業務への影響 注(3)	(3)ア(ｲ) アクセス量等に応じてリソースを増加させるなどの仕組みを導入しているもの	図表3-3 リソース使用状況の把握状況 注(4)	(3)ア(ｳ) 民間のクラウドサービスを活用しているもの
1	内閣府	総合防災情報システム	①③⑤⑥⑧⑨⑩				①	○
2	内閣府	中央防災無線web	①				②	
3	内閣府	道路情報提供システム（沖縄総合事務局）	②③	③			③	
4	内閣府	物資調達・輸送調整等支援システム	①②③④⑤⑦⑨⑩			○	③	○
5	総務省	非常時情報伝達ネットワークシステム	⑪	⑤			①	○
6	消防庁	ヘリコプター動態管理システム	②⑩	⑤			②	
7	消防庁	緊急消防援助隊動態情報システム	②③⑧⑩	⑤			①	
8	消防庁	災害時対応系システム	②③⑤⑧⑨⑩	①	①	○	③	
9	消防庁	災害情報配信管理装置	②③⑧	①	①		③	
10	消防庁	支援情報共有ツール	⑪	④		○	④	○
11	消防庁	全国瞬時警報システム	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩				①	
12	消防庁	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム	③⑤⑦⑧⑨⑩	⑤			③	
13	消防庁	防災情報システム	①②③④⑧⑨⑩				①	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-1 冗長化の実施状況 注(1)	図表3-2 2系統システムによる冗長化を実施していない理由 注(2)	図表3-2 代替手段による業務への影響 注(3)	(3)ア(ｲ) アクセス量等に応じてリソースを増加させるなどの仕組みを導入しているもの	図表3-3 リソース使用状況の把握状況 注(4)	(3)ア(ｳ) 民間のクラウドサービスを活用しているもの
14	厚生労働省	広域災害・救急医療情報システム	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩			○	②	
15	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム	①③⑧⑨⑩				②	
16	経済産業省	ガス防災支援システム	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩				①	○
17	国土交通省	川の防災情報	①②③④⑤⑥⑦⑧⑩			○	①	
18	国土交通省	潮位情報システム	②③⑧	③			④	
19	国土交通省	統一河川情報システム	①②③④⑤⑧				①	
20	国土交通省	統合災害情報システム（DiMAPS）	①②③⑧⑨⑩				①	
21	国土交通省	道路管理用情報共有プラットフォーム	②⑧	①	②		③	
22	国土交通省	道路情報提供システム（関東地方整備局）	②③⑦	③			②	
23	国土交通省	道路情報提供システム（近畿地方整備局）	①②③④⑤⑦				③	
24	国土交通省	道路情報提供システム（九州地方整備局）	②③	②			③	
25	国土交通省	道路情報提供システム（四国地方整備局）	②③⑧⑩	②			③	
26	国土交通省	道路情報提供システム（中国地方整備局）	②③⑧⑩	②			②	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-1 冗長化の実施状況 注(1)	図表3-2 2系統システムによる冗長化を実施していない理由 注(2)	図表3-2 代替手段による業務への影響 注(3)	(3)ア(ｲ) アクセス量等に応じてリソースを増加させるなどの仕組みを導入しているもの	図表3-3 リソース使用状況の把握状況 注(4)	(3)ア(ｳ) 民間のクラウドサービスを活用しているもの
27	国土交通省	道路情報提供システム（中部地方整備局）	②③④⑤⑦	②			③	
28	国土交通省	道路情報提供システム（北海道開発局）	①②③④⑤⑦				①	
29	国土地理院	GNSS（全球測位衛星システム）連続観測システム	②③④⑤⑦⑧⑩	②			③	
30	国土地理院	地震時地盤災害推計システム(SGDAS)	②③⑥	④			①	
31	国土地理院	防災地理情報整備・点検システム	②③	④		○	④	
32	気象庁	CTBTO（包括的核実験禁止条約機関）データ変換装置	②③④⑧	①	②		③	
33	気象庁	アメダスデータ等統合処理システム	①②④⑤⑦⑧				①	
34	気象庁	異常天候情報作成装置	②③④⑦⑧⑩	①	②		③	
35	気象庁	雨量・レーダー情報コンテンツ作成装置	②③⑤⑦⑧	②			③	
36	気象庁	火山灰情報提供システム	①②③④⑤⑧⑩				①	
37	気象庁	火山監視・情報センターシステム	①②③④⑤⑧⑩				①	
38	気象庁	気象レーダー観測処理システム	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩				①	
39	気象庁	気象資料総合処理システム	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩				③	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-1 冗長化の実施状況 注(1)	図表3-2 2系統システムによる冗長化を実施していない理由 注(2)	図表3-2 代替手段による業務への影響 注(3)	(3)ア(ｲ) アクセス量等に応じてリソースを増加させるなどの仕組みを導入しているもの	図表3-3 リソース使用状況の把握状況 注(4)	(3)ア(ｳ) 民間のクラウドサービスを活用しているもの
40	気象庁	気象資料提供システム	②③⑤⑦⑧⑨⑩	③			③	
41	気象庁	気象庁ホームページ	②③④⑤⑦⑧⑩	②		○	①	○
42	気象庁	気象等災害調査システム	②③⑤⑩	⑤			①	○
43	気象庁	高層気象観測データ統合処理システム	①②⑩				③	
44	気象庁	指定河川洪水予報システム	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩				③	
45	気象庁	数値解析予報システム	②③④⑤⑦⑧⑩	②			③	
46	気象庁	地域地震情報センターデータ処理システム	①②③⑧⑩				①	
47	気象庁	地震活動等総合監視システム	①②③④⑤⑧⑩				①	
48	気象庁	潮位データ総合処理装置	①②③⑤⑦⑧⑨				③	
49	気象庁	天気図解析システム	②③④⑦⑧⑩	①	②		③	
50	気象庁	都道府県洪水予報システム	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩				③	
51	気象庁	土砂災害警戒情報作成システム	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩				③	
52	気象庁	突風等短時間予測システム	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩				③	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-1 冗長化の実施状況 注(1)	図表3-2 2系統システムによる冗長化を実施していない理由 注(2)	図表3-2 代替手段による業務への影響 注(3)	(3)ア(ｲ) アクセス量等に応じてリソースを増加させるなどの仕組みを導入しているもの	図表3-3 リソース使用状況の把握状況 注(4)	(3)ア(ｳ) 民間のクラウドサービスを活用しているもの
53	気象庁	予報作業支援システム	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩				③	
54	海上保安庁	ナブテックス（航行警報テレックス）システム	①②③④⑤⑦⑧⑩				②	
55	海上保安庁	伊勢湾海上交通情報機構	②③⑤⑧	①	①		④	
56	海上保安庁	沿岸域情報提供システム	②③④⑤⑦⑧⑩	②			①	○
57	海上保安庁	海上保安業務システム	①②③④⑤⑦⑧⑩				①	
58	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（関門海峡）	②③⑤⑧	①	①		④	
59	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（大阪湾）	②③⑤⑧	①	①		④	
60	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（備讃瀬戸）	②③⑤⑧	①	①		④	
61	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（来島海峡）	②③⑤⑧	①	①		④	
62	海上保安庁	東京湾海上交通情報機構	②③⑤⑧	①	①		④	
63	原子力規制委員会	緊急時対策支援システム	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩				①	
64	原子力規制委員会	緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム	①②③④⑤⑦⑧⑨			○	①	○
65	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム	①②③④⑤⑧⑨⑩				③	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-1 冗長化の実施状況 注(1)	図表3-2 2系統システムによる冗長化を実施していない理由 注(2)	図表3-2 代替手段による業務への影響 注(3)	(3)ア(ｲ) アクセス量等に応じてリソースを増加させるなどの仕組みを導入しているもの	図表3-3 リソース使用状況の把握状況 注(4)	(3)ア(ｳ) 民間のクラウドサービスを活用しているもの
66	防衛省	中央指揮システム	②⑤⑦⑧⑩	②			①	
67	防衛省	統合気象システム	②③⑤⑧⑩	②			①	

注(1) 「冗長化の実施状況」欄は、以下の冗長化のうち、当該情報システムが実施しているもの（複数選択）を示している。
①2系統システムによる冗長化
②非常用発電装置からの電源供給を可能とした冗長化
③無停電電源装置の設置による冗長化
④経路の異なる複数の通信回線の確保による冗長化
⑤障害発生時の待機系サーバへの切り替えを可能とした冗長化
⑥サーバの予備機の設置による冗長化
⑦ネットワーク機器の冗長構成による冗長化
⑧ハードウェアの損壊時に修理部品や代替機を入手できるよう、保守契約を締結
⑨同時被災しない遠隔地にシステム復旧に必要なデータを保存
⑩定期的なバックアップを実施
⑪商用のサービス等を利用しているため、上記に該当する冗長化を行っていないもの

注(2) 「2系統システムによる冗長化を実施していない理由」欄については、以下のとおり区分している。
①情報システムが停止したとしても、手作業等の代替手段により業務継続が可能であるため
②予算確保が困難であるため
③現在の冗長化構成で十分であるため
④2系統システムによる冗長化については検討していないもの
⑤その他

注(3) 「代替手段による業務への影響」欄は、2系統システムによる冗長化を実施していない理由として「①情報システムが停止したとしても、手作業等の代替手段により業務継続が可能でるため」とした情報システムについて、以下の中で該当するものを示している。
①代替手段はあるが、災害応急対策の実施に支障があるとしているもの
②代替手段があり、災害応急対策の実施に支障はないとしているもの

注(4) 「リソース使用状況の把握状況」欄については、以下のとおり区分している。
①1か月に1回以上の頻度でリソース使用の状況を把握しているもの
②3か月に1回等の頻度でリソース使用の状況を把握しているもの
③リソース使用の状況を把握しているが、その頻度は定めていないもの
④リソース使用の状況を把握していないもの

別表5　情報システム業務継続計画（ＩＴ－ＢＣＰ）の策定状況等

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-4						
			ＩＴ－ＢＣＰの策定状況		注意すべき体制例への該当状況				
			策定している又は策定を予定しているもの	策定していないもの	①情報システムの復旧と継続作業を行うための体制、役割分担及び復旧の手順書がないもの	②復旧継続に必要な要員の連絡先一覧表が最新のものに更新されていないもの	③復旧継続に必要な情報が未整備であるもの	④休日や夜間の連絡方法及び参集方法が明確になっていないもの	⑤特定の要員に依存しており、当該要員が不在の場合には復旧継続ができないもの
1	内閣府	総合防災情報システム		○					
2	内閣府	中央防災無線web		○					
3	内閣府	道路情報提供システム（沖縄総合事務局）		○					
4	内閣府	物資調達・輸送調整等支援システム		○					
5	総務省	非常時情報伝達ネットワークシステム		○					
6	消防庁	ヘリコプター動態管理システム	○						
7	消防庁	緊急消防援助隊動態情報システム	○						
8	消防庁	災害時対応系システム	○						
9	消防庁	災害情報配信管理装置		○					
10	消防庁	支援情報共有ツール		○					
11	消防庁	全国瞬時警報システム	○						

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-4						
			ＩＴ－ＢＣＰの策定状況		注意すべき体制例への該当状況				
			策定している又は策定を予定しているもの	策定していないもの	①情報システムの復旧と継続作業を行うための体制、役割分担及び復旧の手順書がないもの	②復旧継続に必要な要員の連絡先一覧表が最新のものに更新されていないもの	③復旧継続に必要な情報が未整備であるもの	④休日や夜間の連絡方法及び参集方法が明確になっていないもの	⑤特定の要員に依存しており、当該要員が不在の場合には復旧継続ができないもの
12	消防庁	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム	○						
13	消防庁	防災情報システム	○						
14	厚生労働省	広域災害・救急医療情報システム	○						
15	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム	○					○	
16	経済産業省	ガス防災支援システム		○					
17	国土交通省	川の防災情報	○						
18	国土交通省	潮位情報システム		○			○		
19	国土交通省	統一河川情報システム	○						
20	国土交通省	統合災害情報システム（DiMAPS）	○						
21	国土交通省	道路管理用情報共有プラットフォーム		○	○		○	○	
22	国土交通省	道路情報提供システム（関東地方整備局）		○	○				○
23	国土交通省	道路情報提供システム（近畿地方整備局）		○					○

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-4						
			ＩＴ－ＢＣＰの策定状況		注意すべき体制例への該当状況				
			策定している又は策定を予定しているもの	策定していないもの	①情報システムの復旧と継続作業を行うための体制、役割分担及び復旧の手順書がないもの	②復旧継続に必要な要員の連絡先一覧表が最新のものに更新されていないもの	③復旧継続に必要な情報が未整備であるもの	④休日や夜間の連絡方法及び参集方法が明確になっていないもの	⑤特定の要員に依存しており、当該要員が不在の場合には復旧継続ができないもの
24	国土交通省	道路情報提供システム（九州地方整備局）		○	○	○	○	○	
25	国土交通省	道路情報提供システム（四国地方整備局）		○					○
26	国土交通省	道路情報提供システム（中国地方整備局）		○	○				
27	国土交通省	道路情報提供システム（中部地方整備局）		○					○
28	国土交通省	道路情報提供システム（北海道開発局）		○	○		○		
29	国土地理院	GNSS（全球測位衛星システム）連続観測システム		○					
30	国土地理院	地震時地盤災害推計システム(SGDAS)		○					
31	国土地理院	防災地理情報整備・点検システム		○	○	○	○	○	○
32	気象庁	CTBTO（包括的核実験禁止条約機関）データ変換装置	○						
33	気象庁	アメダスデータ等統合処理システム	○						
34	気象庁	異常天候情報作成装置	○						
35	気象庁	雨量・レーダー情報コンテンツ作成装置	○						

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-4						
			ＩＴ－ＢＣＰの策定状況		注意すべき体制例への該当状況				
			策定している又は策定を予定しているもの	策定していないもの	①情報システムの復旧と継続作業を行うための体制、役割分担及び復旧の手順書がないもの	②復旧継続に必要な要員の連絡先一覧表が最新のものに更新されていないもの	③復旧継続に必要な情報が未整備であるもの	④休日や夜間の連絡方法及び参集方法が明確になっていないもの	⑤特定の要員に依存しており、当該要員が不在の場合には復旧継続ができないもの
36	気象庁	火山灰情報提供システム	○						
37	気象庁	火山監視・情報センターシステム	○						
38	気象庁	気象レーダー観測処理システム	○						
39	気象庁	気象資料総合処理システム	○						
40	気象庁	気象資料提供システム	○						
41	気象庁	気象庁ホームページ	○						
42	気象庁	気象等災害調査システム	○						
43	気象庁	高層気象観測データ統合処理システム	○						
44	気象庁	指定河川洪水予報システム	○						
45	気象庁	数値解析予報システム	○						
46	気象庁	地域地震情報センターデータ処理システム	○						
47	気象庁	地震活動等総合監視システム	○						

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-4						
			ＩＴ－ＢＣＰの策定状況		注意すべき体制例への該当状況				
			策定している又は策定を予定しているもの	策定していないもの	①情報システムの復旧と継続作業を行うための体制、役割分担及び復旧の手順書がないもの	②復旧継続に必要な要員の連絡先一覧表が最新のものに更新されていないもの	③復旧継続に必要な情報が未整備であるもの	④休日や夜間の連絡方法及び参集方法が明確になっていないもの	⑤特定の要員に依存しており、当該要員が不在の場合には復旧継続ができないもの
48	気象庁	潮位データ総合処理装置	○						
49	気象庁	天気図解析システム	○						
50	気象庁	都道府県洪水予報システム	○						
51	気象庁	土砂災害警戒情報作成システム	○						
52	気象庁	突風等短時間予測システム	○						
53	気象庁	予報作業支援システム	○						
54	海上保安庁	ナブテックス（航行警報テレックス）システム		○					
55	海上保安庁	伊勢湾海上交通情報機構		○					
56	海上保安庁	沿岸域情報提供システム		○					
57	海上保安庁	海上保安業務システム		○					
58	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（関門海峡）		○					
59	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（大阪湾）		○					

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-4						
			ＩＴ－ＢＣＰの策定状況		注意すべき体制例への該当状況				
			策定している又は策定を予定しているもの	策定していないもの	①情報システムの復旧と継続作業を行うための体制、役割分担及び復旧の手順書がないもの	②復旧継続に必要な要員の連絡先一覧表が最新のものに更新されていないもの	③復旧継続に必要な情報が未整備であるもの	④休日や夜間の連絡方法及び参集方法が明確になっていないもの	⑤特定の要員に依存しており、当該要員が不在の場合には復旧継続ができないもの
60	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（備讃瀬戸）		○					
61	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（来島海峡）		○					
62	海上保安庁	東京湾海上交通情報機構		○					
63	原子力規制委員会	緊急時対策支援システム	○						
64	原子力規制委員会	緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム	○						
65	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム	○						○
66	防衛省	中央指揮システム		○					
67	防衛省	統合気象システム		○					

別表6　災害関連情報システムにおける事前の訓練の実施状況等

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-5　注(1)					図表3-6　注(2)				
			リストアに係る手順書の策定状況					待機用サーバの切替えに係る手順書の策定状況				
			策定していないもの	策定しているもの	リストア訓練の実施状況			策定していないもの	策定しているもの	切替訓練の実施状況		
					実施したことがあるもの	実施したことがないもの	不明			実施したことがあるもの	実施したことがないもの	不明
1	内閣府	総合防災情報システム		○		○			○		○	
2	内閣府	中央防災無線web		○		○			○			○
3	内閣府	道路情報提供システム（沖縄総合事務局）										
4	内閣府	物資調達・輸送調整等支援システム		○		○		○				
5	総務省	非常時情報伝達ネットワークシステム										
6	消防庁	ヘリコプター動態管理システム		○		○			○		○	
7	消防庁	緊急消防援助隊動態情報システム		○		○			○		○	
8	消防庁	災害時対応系システム		○		○			○		○	
9	消防庁	災害情報配信管理装置										
10	消防庁	支援情報共有ツール	○									
11	消防庁	全国瞬時警報システム		○			○		○		○	
12	消防庁	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム		○		○			○		○	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-5　注(1)					図表3-6　注(2)				
			リストアに係る手順書の策定状況					待機用サーバの切替えに係る手順書の策定状況				
			策定していないもの	策定しているもの	リストア訓練の実施状況			策定していないもの	策定しているもの	切替訓練の実施状況		
					実施したことがあるもの	実施したことがないもの	不明			実施したことがあるもの	実施したことがないもの	不明
13	消防庁	防災情報システム		○	○				○	○		
14	厚生労働省	広域災害・救急医療情報システム		○	○				○	○		
15	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム		○	○				○	○		
16	経済産業省	ガス防災支援システム		○	○				○	○		
17	国土交通省	川の防災情報		○	○				○	○		
18	国土交通省	潮位情報システム										
19	国土交通省	統一河川情報システム										
20	国土交通省	統合災害情報システム（DiMAPS）	○					○				
21	国土交通省	道路管理用情報共有プラットフォーム										
22	国土交通省	道路情報提供システム（関東地方整備局）		○		○						
23	国土交通省	道路情報提供システム（近畿地方整備局）	○					○				
24	国土交通省	道路情報提供システム（九州地方整備局）										

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-5　注(1)					図表3-6　注(2)				
			リストアに係る手順書の策定状況					待機用サーバの切替えに係る手順書の策定状況				
			策定していないもの	策定しているもの	リストア訓練の実施状況			策定していないもの	策定しているもの	切替訓練の実施状況		
					実施したことがあるもの	実施したことがないもの	不明			実施したことがあるもの	実施したことがないもの	不明
25	国土交通省	道路情報提供システム（四国地方整備局）		○			○					
26	国土交通省	道路情報提供システム（中国地方整備局）	○									
27	国土交通省	道路情報提供システム（中部地方整備局）	○									
28	国土交通省	道路情報提供システム（北海道開発局）										
29	国土地理院	GNSS（全球測位衛星システム）連続観測システム	○					○				
30	国土地理院	地震時地盤災害推計システム(SGDAS)		○	○			○				
31	国土地理院	防災地理情報整備・点検システム		○			○					
32	気象庁	CTBTO（包括的核実験禁止条約機関）データ変換装置										
33	気象庁	アメダスデータ等統合処理システム		○	○				○	○		
34	気象庁	異常天候情報作成装置	○									
35	気象庁	雨量・レーダー情報コンテンツ作成装置							○		○	
36	気象庁	火山灰情報提供システム		○		○			○		○	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-5　注(1)					図表3-6　注(2)				
			リストアに係る手順書の策定状況					待機用サーバの切替えに係る手順書の策定状況				
			策定していないもの	策定しているもの	リストア訓練の実施状況			策定していないもの	策定しているもの	切替訓練の実施状況		
					実施したことがあるもの	実施したことがないもの	不明			実施したことがあるもの	実施したことがないもの	不明
37	気象庁	火山監視・情報センターシステム		○		○			○		○	
38	気象庁	気象レーダー観測処理システム	○						○	○		
39	気象庁	気象資料総合処理システム		○		○			○	○		
40	気象庁	気象資料提供システム		○			○		○	○		
41	気象庁	気象庁ホームページ		○			○		○			○
42	気象庁	気象等災害調査システム		○		○			○		○	
43	気象庁	高層気象観測データ統合処理システム		○		○			○		○	
44	気象庁	指定河川洪水予報システム		○		○			○	○		
45	気象庁	数値解析予報システム		○		○			○	○		
46	気象庁	地域地震情報センターデータ処理システム		○		○						
47	気象庁	地震活動等総合監視システム		○		○			○		○	
48	気象庁	潮位データ総合処理装置							○		○	

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-5　注(1)					図表3-6　注(2)				
			リストアに係る手順書の策定状況					待機用サーバの切替えに係る手順書の策定状況				
			策定していないもの	策定しているもの	リストア訓練の実施状況			策定していないもの	策定しているもの	切替訓練の実施状況		
					実施したことがあるもの	実施したことがないもの	不明			実施したことがあるもの	実施したことがないもの	不明
49	気象庁	天気図解析システム		○		○			○	○		
50	気象庁	都道府県洪水予報システム		○		○			○	○		
51	気象庁	土砂災害警戒情報作成システム		○		○			○	○		
52	気象庁	突風等短時間予測システム		○		○			○	○		
53	気象庁	予報作業支援システム		○		○			○	○		
54	海上保安庁	ナブテックス（航行警報テレックス）システム							○	○		
55	海上保安庁	伊勢湾海上交通情報機構						○				
56	海上保安庁	沿岸域情報提供システム		○		○			○		○	
57	海上保安庁	海上保安業務システム		○		○			○		○	
58	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（関門海峡）						○				
59	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（大阪湾）						○				
60	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（備讃瀬戸）						○				

番号	指定府省庁名	情報システム名	図表3-5　注(1)					図表3-6　注(2)				
			リストアに係る手順書の策定状況					待機用サーバの切替えに係る手順書の策定状況				
			策定していないもの	策定しているもの	リストア訓練の実施状況			策定していないもの	策定しているもの	切替訓練の実施状況		
					実施したことがあるもの	実施したことがないもの	不明			実施したことがあるもの	実施したことがないもの	不明
61	海上保安庁	瀬戸内海海上交通情報機構（来島海峡）						○				
62	海上保安庁	東京湾海上交通情報機構						○				
63	原子力規制委員会	緊急時対策支援システム		○		○			○	○		
64	原子力規制委員会	緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム						○				
65	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム		○		○			○	○		
66	防衛省	中央指揮システム		○	○				○	○		
67	防衛省	統合気象システム		○	○				○	○		

注(1)　バックアップを実施していないものは、該当の各欄が全て空白となっている。
注(2)　待機用サーバを整備していないものは、該当の各欄が全て空白となっている。